【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年2月12日提出
【計算期間】	日本エクイティファンド（第11期） ＴＯＰＩＸファンド（第11期） ２２５ファンド（第11期） 北米エクイティファンド（第11期） アジア・エクイティ・ファンド（第 9 期） （自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
【ファンド名】	日本エクイティファンド ＴＯＰＩＸファンド ２２５ファンド 北米エクイティファンド アジア・エクイティ・ファンド
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 樋口 三千人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	長谷川 英男
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-5695-2111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

1. 日本エクイティファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本

2. ＴＯＰＩＸファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	ＴＯＰＩＸ

3. ２２５ファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	日経225

4. 北米エクイティファンド

当ファンドは、北米の株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

5. アジア・エクイティ・ファンド

当ファンドは、アジア（日本を除きます。）およびオセアニアの主な株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	アジア、オセアニア
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

（注1）商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産に

よる主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「海外」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの

・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「オセアニア」…目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1,000億円（アジア・エクイティ・ファンドは3,000億円）を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1. 日本エクイティファンド

主として東証第一部上場株式に投資し、アクティブ運用を行ないます。

投資成果が中長期的に東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）を上回ることをめざします。

2. ＴＯＰＩＸファンド

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）に連動する投資成果をめざします。

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、東証第一部上場の全銘柄を対象とし、各銘柄の時価総額合計を指数化したものです。

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

3. ２２５ファンド

日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざします。

日経平均株価（日経225）とは、東証第一部上場の代表的な225銘柄の株価の単純平均に、指数の連続性を維持するために修正を加えた修正単純平均株価です。

日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、同社は、日経平均株価（日経225）の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

4. 北米エクイティファンド

主として、アメリカおよびカナダの株式に投資し、アクティブ運用を行ないます。

投資成果が中長期的にＭＳＣＩノースアメリカ指数を上回ることをめざします。

保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

ＭＳＣＩノースアメリカ指数とは、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．が開発した株価指数で、アメリカおよびカナダの株式を対象に算出された指数です。

ＭＳＣＩノースアメリカ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．に帰属します。また、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

5. アジア・エクイティ・ファンド

主としてアジア（日本を除きます。）およびオセアニアの株式に投資し、アクティブ運用を行ないます。

投資成果が中長期的にＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）を上回ることをめざします。

保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

ＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本）とは、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．が開発した株価指数で、日本を除くアジアおよびオセアニアの主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、ＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）は、ＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本、米ドルベース）をもとに、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の承諾を得て委託会社が計算したものです。

ＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．に帰属します。また、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

6. Ｑ＆Ａ

Ｑ 「ＴＯＰＩＸファンド」、「２２５ファンド」の基準価額の動きと各指数との連動性が低下するとすれば、その要因は何ですか？

Ａ 各指数との連動性が低下する要因としては、主に以下のようなものが想定されます。

（a）指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること

（b）信託報酬、売買委託手数料等の費用負担

（c）株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致

（d）指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致

（e）株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）

（f）株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響

（g）株式および株価指数先物取引の流動性低下時における売買対応の影響

（h）指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

7. タイミングを見てお買付け、ご換金および乗換えをお申込みいただけます。ただし、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付けおよびご換金の申込み（乗換えにかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

8. 毎計算期末に、各ファンドの収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(2) 【ファンドの仕組み】

<table>
<tr><td>受益者</td><td colspan="2">お申込者</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>お取扱窓口</td><td>販売会社
大和証券株式会社
大和証券エスエムビーシー株式会社</td><td>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。
①受益権の募集の取扱い
②一部解約請求に関する事務
③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など</td></tr>
<tr><td>↑↓※1</td><td colspan="2">収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>大和証券投資信託委託株式会社</td><td>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。
①受益権の募集・発行
②信託財産の運用指図
③信託財産の計算
④運用報告書の作成　など</td></tr>
<tr><td>↓運用指図　↑↓※2</td><td colspan="2">損益↑↓信託金（※3）</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>住友信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td><td>信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。
①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分
②信託財産の計算　など</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">損益↑↓投資</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td colspan="2">＜日本エクイティファンド＞
わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式 など
＜ＴＯＰＩＸファンド＞＜２２５ファンド＞
わが国の証券取引所第一部上場株式 など
＜北米エクイティファンド＞
アメリカおよびカナダの株式（ＤＲを含みます。） など
＜アジア・エクイティ・ファンド＞
アジア（日本を除きます。）およびオセアニアの株式 など</td></tr>
</table>

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託

会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（平成20年12月末日現在）＞

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

＜日本エクイティファンド＞

わが国の金融商品取引所（※）上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

＜ＴＯＰＩＸファンド＞

＜２２５ファンド＞

わが国の証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

＜北米エクイティファンド＞

アメリカおよびカナダの株式（ＤＲを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

アジア（日本を除きます。以下同じ。）およびオセアニアの株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

＜日本エクイティファンド＞

イ．主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、投資成果が中長期的に東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

ロ．株式への実質投資比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90％程度以上とすることを基本とします。

ハ．東京証券取引所第一部上場以外の株式、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）へ投資する場合には、信託財産の純資産総額の30％程度以下とします。

ニ．株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜ＴＯＰＩＸファンド＞

イ．主としてわが国の証券取引所第一部上場株式に投資し、投資成果を東証株価指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．東証株価指数と高い連動性が見込まれるポートフォリオを構築します。

ハ．追加設定、解約の申込みがある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引等の買建て、転売または現物株式の売却を行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

＜２２５ファンド＞

イ．原則として、日経平均株価に採用されている全銘柄に等株数投資を行ない、投資成果を日経平均株価の動きに連動させることをめざします。

ロ．ただし、投資対象とする企業の財務状況等を考慮したうえで、日経平均株価採用銘柄であっても投資を行なわない場合があります。また、日経平均株価採用銘柄の入替え等に際しては、流動性等を勘案して対応する場合があります。これらの場合、組入銘柄に等株数投資を行なわないことがあります。

ハ．（ＴＯＰＩＸファンドと同規定）

ニ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

＜北米エクイティファンド＞

イ．主として、アメリカの金融商品取引所（※）上場株式および米国店頭市場（ＮＡＳＤＡＱ）において取引されている株式ならびにカナダの金融商品取引所上場株式に投資し、投資成果が中長期的にＭＳＣＩノースアメリカ指数を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

ロ．株式への投資比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90％程度以上とすることを基本とします。

ハ．保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．（日本エクイティファンドのホ．と同規定）

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

イ．主としてアジアおよびオセアニアの株式に投資することにより、投資成果が中長期的にＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

ロ．（日本エクイティファンドと同規定）

ハ．ＭＳＣＩパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）の算出対象国・地域以外のアジアおよびオセアニア諸国・地域の株式への投資は、合計で信託財産の純資産総額の30％程度以下とします。

ニ．（北米エクイティファンドのハ．と同規定）

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

＜日本エクイティファンド＞

＜ＴＯＰＩＸファンド＞

＜２２５ファンド＞

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前2.から前6.までの証券の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する本邦通貨表示の証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

＜北米エクイティファンド＞

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券で、前2.から前6.までの証券の性質を有するもの

8. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前14. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受

権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

＜日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

＜各ファンド共通＞

③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

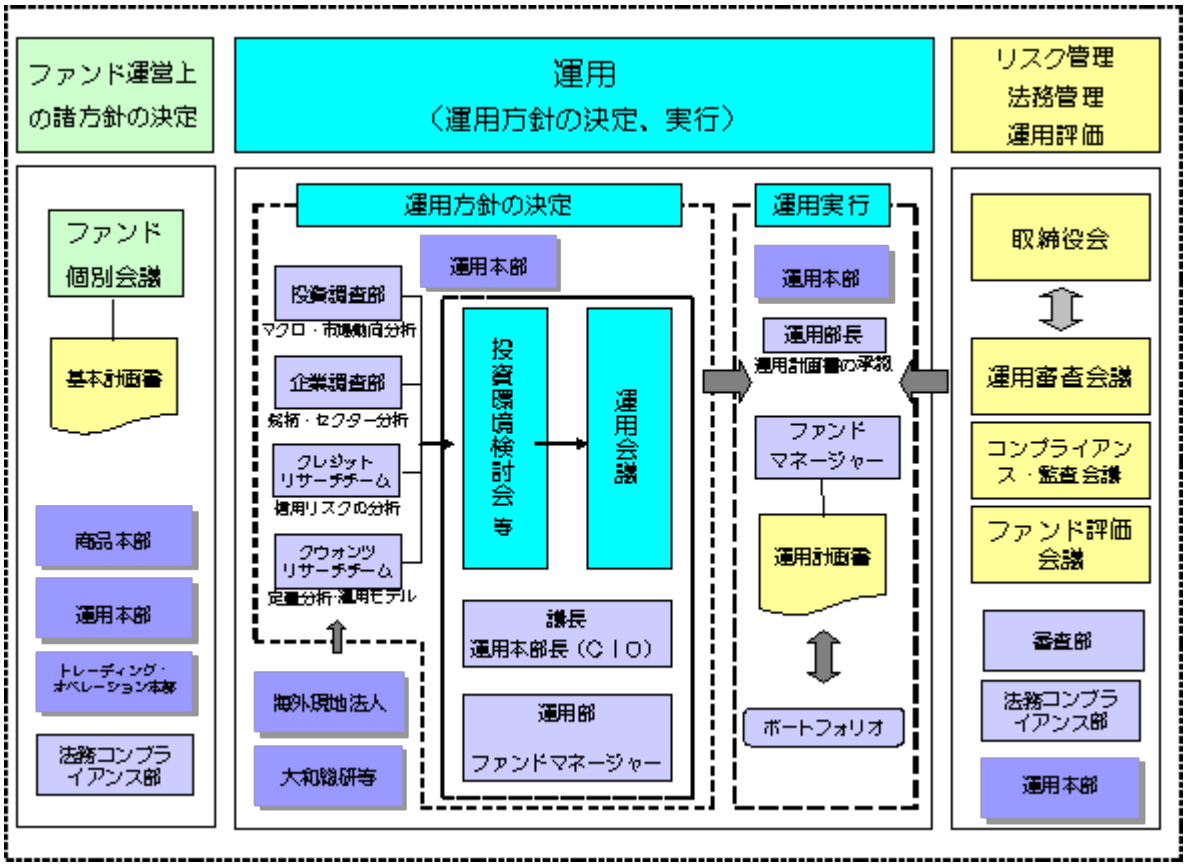

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議にお

いて審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

ＣＩＯが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（ＣＩＯ）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・ファンド運用に関する組織運営

・ファンドマネージャーの任命・変更

・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

・各ファンドの分配政策の決定

・代表取締役に対する随時の的確な状況報告

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（1～5名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※ 上記の運用体制は平成20年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド以外の各ファンド＞

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）＜各ファンド共通＞

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等（信託約款）＜各ファンド共通＞

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 投資信託証券（信託約款）＜各ファンド共通＞

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 同一銘柄の株式等（信託約款）

＜日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

（日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンドのロ．と同規定）

⑥ 信用取引（信託約款）

＜日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

（規定なし）

⑦ 先物取引等（信託約款）

＜日本エクイティファンド＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.まで

に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

＜北米エクイティファンド＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引（信託約款）

＜日本エクイティファンド＞

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

＜北米エクイティファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ハ．（日本エクイティファンドと同規定）

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ハ．（日本エクイティファンドと同規定）

ニ．（北米エクイティファンドと同規定）

ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

＜日本エクイティファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を

超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．（日本エクイティファンドと同規定）

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

＜北米エクイティファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜アジア・エクイティ・ファンド＞

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．（北米エクイティファンドと同規定）

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時

価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．～ヘ．（北米エクイティファンドと同規定）

⑩ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）＜各ファンド共通＞

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪ 有価証券の貸付け（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 外貨建資産（信託約款）

＜日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

外貨建資産への投資は、行ないません。

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑬ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

＜日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

（規定なし）

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭ 外国為替予約の指図（信託約款）

＜日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド＞

（規定なし）

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑮ 資金の借入れ（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３ 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）（各ファンド共通）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク（北米エクイティファンドおよびアジア・エクイティ・ファンド）

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他（各ファンド共通）

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が当ファンドの追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、当ファンドの取得申込みの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

② 「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消したファンドがある場合には、販売会社は、当該各ファンドの振替受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金の手取金をもってする当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の取得申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

③ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

④ 「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社は、当該各ファンドの受益権の取得申込みにかかる当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の一部解約の実行の請求の受付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。

⑤ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて振替受益権の買取りを中止するほか、すでに受付けた振替受益権の買取りの請求を取消すものとします。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして取扱います。

⑥ 「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託会社との協議に基づき、当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の振替受益権の買取請求にかかる売却代金をもってする当該各ファンドの取得申込み

にかかる買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行なうものとします。

(3) リスク管理体制

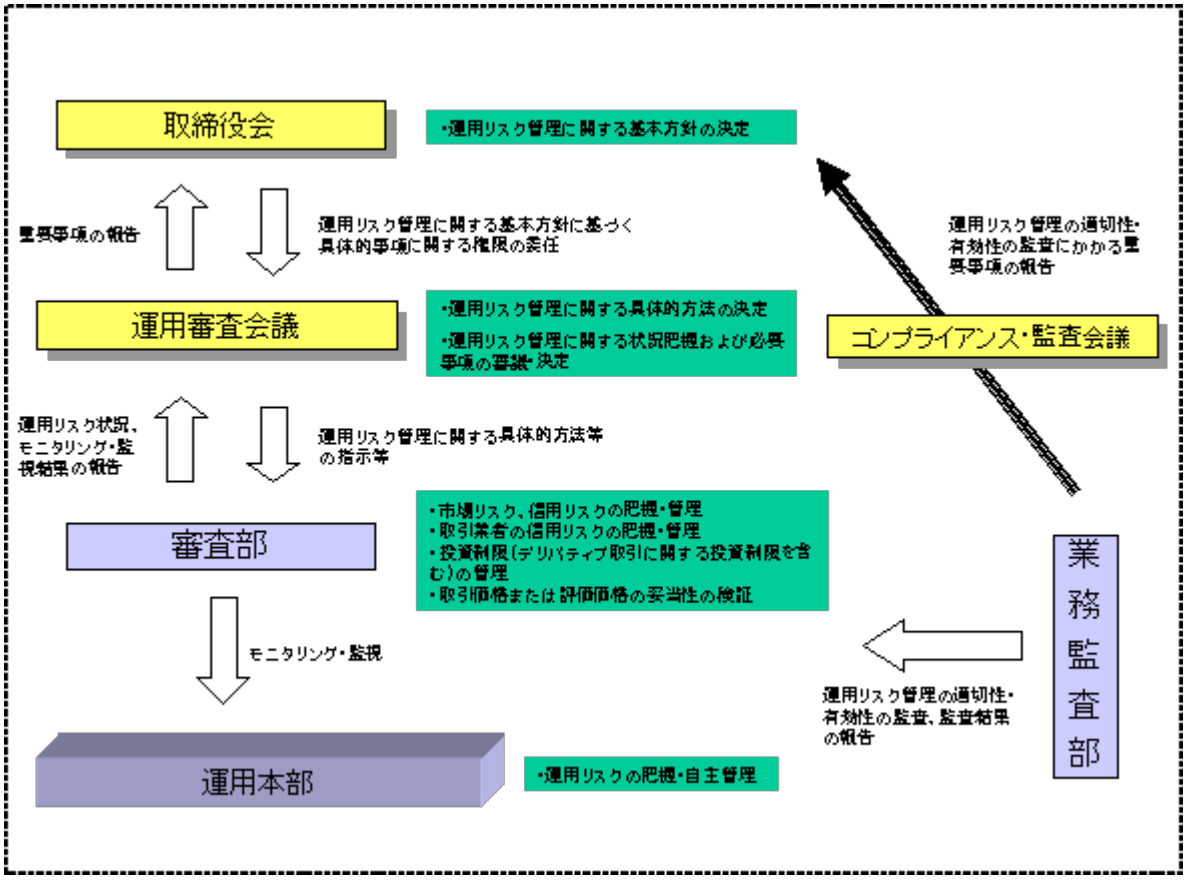

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、各ファンドとも2.1%（税抜2.0%）（ただし、乗換えにかかる取得申込時の申込手数料については、徴収している販売会社はありません。）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

＜ベスト・パーティーの構成＞

（注1）その他の「ベスト・パーティー」構成ファンドについては、販売会社にお問合わせ下さい。

（注2）「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについては、追加もしくは償還となることまたは取得申込みの受付けが停止となることがありますのでご注意下さい。

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

ファンド	率
A：日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド	年1.596%（税抜1.52%）
B：ＴＯＰＩＸファンド、２２５ファンド	年0.966%（税抜0.92%）

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社
上表Aの各ファンド	年0.861% （税抜0.82%）	年0.63% （税抜0.6%）	年0.105% （税抜0.1%）
上表Bの各ファンド	年0.385245% （税抜0.3669%）	年0.496755% （税抜0.4731%）	年0.084% （税抜0.08%）

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除（日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンドおよび２２５ファンドのみ。）の適用があります。）を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。平成21年および平成22年において、1年間に受取る普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下のものは除外されます。）を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、1年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、その超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、益金不算入制度（日本エクイティファンド、ＴＯＰＩＸファンドおよび２２５ファンドのみ。対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

＜注1＞個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（※）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

日本エクイティファンド

(1) 【投資状況】（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株式		1,504,371,300	95.24
	内 日本	1,504,371,300	95.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		75,117,437	4.76
純資産総額		1,579,488,737	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(平成20年12月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細　（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	90	754,000 67,860,000	689,000 62,010,000	― ―	3.93%
2	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	17,000	2,560 43,520,000	2,600 44,200,000	― ―	2.80%
3	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	80,000	514 41,162,351	549 43,920,000	― ―	2.78%
4	任　天　堂 日本	株式 その他製品	1,100	29,478 32,426,531	33,750 37,125,000	― ―	2.35%
5	みずほフィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	140	212,500 29,750,000	257,700 36,078,000	― ―	2.28%
6	東京海上ＨＤ 日本	株式 保険業	13,000	2,620 34,060,000	2,580 33,540,000	― ―	2.12%
7	三井住友フィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	87	314,000 27,318,000	376,000 32,712,000	― ―	2.07%
8	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	185	160,100 29,618,500	176,400 32,634,000	― ―	2.07%
9	第一三共 日本	株式 医薬品	14,500	1,908 27,666,000	2,100 30,450,000	― ―	1.93%
10	武田薬品 日本	株式 医薬品	6,500	4,670 30,355,000	4,640 30,160,000	― ―	1.91%
11	東北電力 日本	株式 電気・ガス業	12,000	2,410 28,920,000	2,435 29,220,000	― ―	1.85%
12	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	10,000	3,050 30,500,000	2,905 29,050,000	― ―	1.84%
13	三井物産 日本	株式 卸売業	29,000	788 22,878,065	901 26,129,000	― ―	1.65%
14	三菱商事 日本	株式 卸売業	19,000	1,152 21,901,470	1,238 23,522,000	― ―	1.49%

15	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	50	431,000 21,550,000	468,000 23,400,000	— —	1.48%
16	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	27,000	833 22,491,000	778 21,006,000	— —	1.33%
17	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	33	599,660 19,788,811	635,000 20,955,000	— —	1.33%
18	セブン銀行 日本	株式 銀行業	60	332,000 19,920,000	343,000 20,580,000	— —	1.30%
19	信越化学 日本	株式 化学	5,000	4,220 21,100,000	4,070 20,350,000	— —	1.29%
20	ミツミ電機 日本	株式 電気機器	13,000	1,136 14,768,000	1,532 19,916,000	— —	1.26%
21	ファミリーマート 日本	株式 小売業	5,000	4,337 21,689,431	3,910 19,550,000	— —	1.24%
22	九州電力 日本	株式 電気・ガス業	8,000	2,380 19,040,000	2,390 19,120,000	— —	1.21%
23	清水建設 日本	株式 建設業	36,000	485 17,460,000	520 18,720,000	— —	1.19%
24	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	8,000	2,210 17,680,000	2,295 18,360,000	— —	1.16%
25	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	63,000	271 17,073,000	290 18,270,000	— —	1.16%
26	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先物取引業	23,000	749 17,227,000	729 16,767,000	— —	1.06%
27	パナソニック 日本	株式 電気機器	14,000	1,462 20,468,000	1,113 15,582,000	— —	0.99%
28	千葉銀行 日本	株式 銀行業	28,000	462 12,936,000	550 15,400,000	— —	0.97%
29	住友鉱山 日本	株式 非鉄金属	16,000	631 10,096,000	942 15,072,000	— —	0.95%
30	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	5,000	2,970 14,852,579	3,000 15,000,000	— —	0.95%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.24%
合計	95.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	2.27%
食料品	3.27%
繊維製品	0.32%
パルプ・紙	0.90%
化学	4.87%
医薬品	5.00%
石油・石炭製品	0.76%
ゴム製品	1.71%
ガラス・土石製品	1.41%

鉄鋼	2.30%
非鉄金属	1.13%
金属製品	0.22%
機械	4.08%
電気機器	10.41%
輸送用機器	4.88%
精密機器	0.73%
その他製品	2.95%
電気・ガス業	6.81%
陸運業	4.41%
海運業	0.55%
倉庫・運輸関連業	0.87%
情報・通信業	7.92%
卸売業	4.50%
小売業	4.92%
銀行業	10.04%
証券・商品先物取引業	1.23%
保険業	2.43%
その他金融業	0.36%
不動産業	2.07%
サービス業	1.95%
合計	95.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
設定時（平成10年7月31日）	389,000,000	－	1.0000	－
第2計算期間末（平成11年11月19日）	2,974,792,988	5,542,639,525	1.0426	1.9426
第3計算期間末（平成12年11月20日）	10,018,813,532	10,018,813,532	0.8358	0.8358
第4計算期間末（平成13年11月19日）	5,949,520,807	5,949,520,807	0.6101	0.6101

第5計算期間末 (平成14年11月19日)	3,855,192,897	3,855,192,897	0.4818	0.4818
第6計算期間末 (平成15年11月19日)	3,528,893,473	3,552,841,687	0.5894	0.5934
第7計算期間末 (平成16年11月19日)	3,893,395,214	3,919,011,521	0.7599	0.7649
第8計算期間末 (平成17年11月21日)	4,332,980,132	4,538,165,789	1.0559	1.1059
第9計算期間末 (平成18年11月20日)	3,849,895,262	3,958,673,935	1.0618	1.0918
第10計算期間末 (平成19年11月19日)	3,075,310,737	3,075,310,737	1.0538	1.0538
平成19年12月末日	3,030,440,624	－	1.0477	－
平成20年1月末日	2,684,985,540	－	0.9349	－
2月末日	2,642,223,705	－	0.9248	－
3月末日	2,414,075,797	－	0.8486	－
4月末日	2,686,974,974	－	0.9458	－
5月末日	2,783,136,517	－	0.9846	－
6月末日	2,575,021,177	－	0.9152	－
7月末日	2,500,138,893	－	0.8941	－
8月末日	2,357,762,855	－	0.8496	－
9月末日	2,002,154,257	－	0.7305	－
10月末日	1,618,808,034	－	0.5927	－
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	1,542,274,778	1,542,274,778	0.5650	0.5650
11月末日	1,546,211,492	－	0.5670	－
12月末日	1,579,488,737	－	0.5802	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第2計算期間	0.9000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0040
第7計算期間	0.0050
第8計算期間	0.0500
第9計算期間	0.0300
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率（%）
第2計算期間	120.6
第3計算期間	△19.8
第4計算期間	△27.0

第5計算期間	△21.0
第6計算期間	23.2
第7計算期間	29.8
第8計算期間	45.5
第9計算期間	3.4
第10計算期間	△0.8
第11計算期間	△46.4

ＴＯＰＩＸファンド

(1) 投資状況（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株式		606,123,210	95.44
	内 日本	606,123,210	95.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		28,989,012	4.56
純資産総額		635,112,222	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引 （買建）		25,860,000	4.07
	内 日本	25,860,000	4.07

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産(平成20年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細　　（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,200	3,045 21,927,070	2,905 20,916,000	― ―	3.29%
2	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ 日本	株式 銀行業	31,000	511 15,841,000	549 17,019,000	― ―	2.68%
3	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	25	431,000 10,775,000	468,000 11,700,000	― ―	1.84%
4	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	3,500	2,953 10,335,640	3,000 10,500,000	― ―	1.65%
5	任　天　堂 日本	株式 その他製品	300	29,310 8,793,000	33,750 10,125,000	― ―	1.59%
6	武田薬品 日本	株式 医薬品	2,100	4,670 9,807,000	4,640 9,744,000	― ―	1.53%
7	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	54	160,100 8,645,400	176,400 9,525,600	― ―	1.50%

8	本田技研 日本	株式 輸送用機器	4,700	2,045 9,611,500	1,906 8,958,200	— —	1.41%
9	キヤノン 日本	株式 電気機器	3,200	2,805 8,976,000	2,770 8,864,000	— —	1.40%
10	三井住友フィナンシャルG 日本	株式 銀行業	22	314,000 6,908,000	376,000 8,272,000	— —	1.30%
11	みずほフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	32	212,500 6,800,000	257,700 8,246,400	— —	1.30%
12	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	10	754,000 7,540,000	689,000 6,890,000	— —	1.08%
13	パナソニック 日本	株式 電気機器	6,000	1,462 8,772,000	1,113 6,678,000	— —	1.05%
14	セブン&アイ・ＨＬＤＧＳ 日本	株式 小売業	2,100	2,895 6,079,500	3,050 6,405,000	— —	1.01%
15	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	2,300	2,560 5,888,000	2,600 5,980,000	— —	0.94%
16	東京海上ＨＤ 日本	株式 保険業	2,300	2,608 5,998,491	2,580 5,934,000	— —	0.93%
17	三菱地所 日本	株式 不動産業	4,000	1,236 4,944,000	1,447 5,788,000	— —	0.91%
18	ソ　ニ　ー 日本	株式 電気機器	3,000	1,950 5,850,000	1,922 5,766,000	— —	0.91%
19	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	8	599,000 4,792,000	635,000 5,080,000	— —	0.80%
20	三菱商事 日本	株式 卸売業	4,000	1,117 4,469,929	1,238 4,952,000	— —	0.78%
21	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	1,800	2,675 4,815,000	2,735 4,923,000	— —	0.78%
22	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	16,000	271 4,336,000	290 4,640,000	— —	0.73%
23	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	1,200	4,040 4,848,000	3,630 4,356,000	— —	0.69%
24	信越化学 日本	株式 化学	1,000	4,220 4,220,000	4,070 4,070,000	— —	0.64%
25	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先物取引業	5,500	746 4,108,032	729 4,009,500	— —	0.63%
26	三菱重工業 日本	株式 機械	10,000	352 3,522,819	395 3,950,000	— —	0.62%
27	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	5	865,000 4,325,000	777,000 3,885,000	— —	0.61%
28	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	13	300,000 3,900,000	295,000 3,835,000	— —	0.60%
29	第一三共 日本	株式 医薬品	1,800	1,908 3,434,400	2,100 3,780,000	— —	0.60%
30	三井物産 日本	株式 卸売業	4,000	773 3,092,000	901 3,604,000	— —	0.57%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.44%
合計	95.44%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.08%
鉱業	0.43%
建設業	2.29%
食料品	3.25%
繊維製品	0.92%
パルプ・紙	0.59%
化学	4.78%
医薬品	5.09%
石油・石炭製品	0.88%
ゴム製品	0.56%
ガラス・土石製品	0.88%
鉄鋼	2.43%
非鉄金属	0.92%
金属製品	0.60%
機械	3.88%
電気機器	10.73%
輸送用機器	7.13%
精密機器	1.15%
その他製品	2.68%
電気・ガス業	6.85%
陸運業	4.58%
海運業	0.62%
空運業	0.55%
倉庫・運輸関連業	0.20%
情報・通信業	6.94%
卸売業	3.66%
小売業	4.09%
銀行業	10.22%
証券・商品先物取引業	1.28%
保険業	2.72%
その他金融業	0.80%
不動産業	2.15%
サービス業	1.53%
合計	95.44%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2009年3月	買建	3	24,502,285	25,860,000	4.07%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
設定時（平成10年7月31日）	643,000,000	－	1.0000	－
第2計算期間末（平成11年11月19日）	1,121,280,423	1,126,420,844	1.3088	1.3148
第3計算期間末（平成12年11月20日）	1,171,383,110	1,171,383,110	1.1044	1.1044
第4計算期間末（平成13年11月19日）	1,100,632,477	1,100,632,477	0.8495	0.8495
第5計算期間末（平成14年11月19日）	898,502,396	898,502,396	0.6487	0.6487
第6計算期間末（平成15年11月19日）	947,845,358	954,915,277	0.7374	0.7429
第7計算期間末（平成16年11月19日）	1,028,603,393	1,037,028,251	0.8546	0.8616
第8計算期間末（平成17年11月21日）	1,192,648,481	1,200,834,945	1.1655	1.1735
第9計算期間末（平成18年11月20日）	1,156,240,321	1,157,228,917	1.1696	1.1706
第10計算期間末（平成19年11月19日）	1,028,794,820	1,028,794,820	1.1135	1.1135
平成19年12月末日	1,039,758,471	－	1.1273	－
平成20年1月末日	947,013,045	－	1.0278	－
2月末日	932,777,377	－	1.0100	－
3月末日	863,083,776	－	0.9331	－
4月末日	966,160,923	－	1.0450	－
5月末日	998,599,543	－	1.0816	－
6月末日	933,145,688	－	1.0127	－
7月末日	918,633,924	－	1.0005	－
8月末日	886,297,164	－	0.9647	－
9月末日	774,145,281	－	0.8434	－
10月末日	625,688,372	－	0.6699	－
第11計算期間末（平成20年11月19日）	610,706,120	610,706,120	0.6411	0.6411
11月末日	615,910,732	－	0.6462	－
12月末日	635,112,222	－	0.6643	－

② 分配の推移

	1口当たり分配金（円）

第2計算期間	0.0060
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0055
第7計算期間	0.0070
第8計算期間	0.0080
第9計算期間	0.0010
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

③　収益率の推移

	収益率（%）
第2計算期間	49.5
第3計算期間	△15.6
第4計算期間	△23.1
第5計算期間	△23.6
第6計算期間	14.5
第7計算期間	16.8
第8計算期間	37.3
第9計算期間	0.4
第10計算期間	△4.8
第11計算期間	△42.4

２２５ファンド

(1) 投資状況（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株式		437,431,700	83.40
	内 日本	437,431,700	83.40
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		87,076,952	16.60
純資産総額		524,508,652	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引　（買建）		88,300,000	16.83
	内 日本	88,300,000	16.83

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産(平成20年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細　　（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	2,000	10,230 20,460,000	12,980 25,960,000	－ －	4.95%
2	京　セ　ラ 日本	株式 電気機器	2,000	4,940 9,880,000	6,380 12,760,000	－ －	2.43%
3	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	20	599,000 11,980,000	635,000 12,700,000	－ －	2.42%
4	ファナック 日本	株式 電気機器	2,000	5,410 10,820,000	6,290 12,580,000	－ －	2.40%
5	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	6,000	1,112 6,672,000	1,603 9,618,000	－ －	1.83%
6	武田薬品 日本	株式 医薬品	2,000	4,670 9,340,000	4,640 9,280,000	－ －	1.77%
7	セコム 日本	株式 サービス業	2,000	4,430 8,860,000	4,600 9,200,000	－ －	1.75%
8	テ　ル　モ 日本	株式 精密機器	2,000	4,090 8,180,000	4,170 8,340,000	－ －	1.59%
9	キヤノン 日本	株式 電気機器	3,000	2,805 8,415,000	2,770 8,310,000	－ －	1.58%
10	信越化学 日本	株式 化学	2,000	4,220 8,440,000	4,070 8,140,000	－ －	1.55%
11	本田技研 日本	株式 輸送用機器	4,000	2,045 8,180,000	1,906 7,624,000	－ －	1.45%
12	エーザイ 日本	株式 医薬品	2,000	3,390 6,780,000	3,700 7,400,000	－ －	1.41%
13	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	2,000	4,040 8,080,000	3,630 7,260,000	－ －	1.38%
14	ＮＴＴデータ 日本	株式 情報・通信業	20	367,000 7,340,000	358,000 7,160,000	－ －	1.37%
15	Ｔ　Ｄ　Ｋ 日本	株式 電気機器	2,000	3,130 6,260,000	3,250 6,500,000	－ －	1.24%
16	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	2,000	2,755 5,510,000	3,100 6,200,000	－ －	1.18%
17	トレンドマイクロ 日本	株式 情報・通信業	2,000	2,580 5,160,000	3,090 6,180,000	－ －	1.18%
18	セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ 日本	株式 小売業	2,000	2,895 5,790,000	3,050 6,100,000	－ －	1.16%
19	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	2,000	3,050 6,100,000	2,905 5,810,000	－ －	1.11%
20	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	4,000	1,170 4,680,000	1,430 5,720,000	－ －	1.09%
21	花　王 日本	株式 化学	2,000	2,815 5,630,000	2,710 5,420,000	－ －	1.03%
22	ダイキン工業 日本	株式 機械	2,000	2,305 4,610,000	2,315 4,630,000	－ －	0.88%
23	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	2,000	2,210 4,420,000	2,295 4,590,000	－ －	0.88%
24	コナミ 日本	株式 情報・通信業	2,000	2,075 4,150,000	2,280 4,560,000	－ －	0.87%
25	第一三共 日本	株式 医薬品	2,000	1,908 3,816,000	2,100 4,200,000	－ －	0.80%

26	富士フイルムＨＬＤＧＳ 日本	株式 化学	2,000	2,275 4,550,000	1,950 3,900,000	－ －	0.74%
27	ソ　ニ　ー 日本	株式 電気機器	2,000	1,950 3,900,000	1,922 3,844,000	－ －	0.73%
28	資　生　堂 日本	株式 化学	2,000	1,865 3,730,000	1,825 3,650,000	－ －	0.70%
29	電通 日本	株式 サービス業	20	166,900 3,338,000	177,000 3,540,000	－ －	0.67%
30	オリンパス 日本	株式 精密機器	2,000	1,652 3,304,000	1,751 3,502,000	－ －	0.67%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	83.40%
合計	83.40%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.09%
鉱業	0.27%
建設業	2.24%
食料品	4.25%
繊維製品	0.70%
パルプ・紙	0.63%
化学	5.70%
医薬品	7.57%
石油・石炭製品	0.65%
ゴム製品	0.68%
ガラス・土石製品	1.25%
鉄鋼	0.51%
非鉄金属	1.33%
金属製品	0.63%
機械	3.47%
電気機器	15.10%
輸送用機器	4.14%
精密機器	2.78%
その他製品	0.95%
電気・ガス業	0.65%
陸運業	2.09%
海運業	0.57%
空運業	0.22%
倉庫・運輸関連業	0.43%
情報・通信業	8.24%
卸売業	1.78%
小売業	7.71%

銀行業	1.91%
証券・商品先物取引業	0.84%
保険業	1.20%
その他金融業	0.46%
不動産業	1.83%
サービス業	2.56%
合計	83.40%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	日本	日経平均先物 2009年3月	買建	10	86,186,182	88,300,000	16.83%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
設定時（平成10年7月31日）	615,000,000	―	1.0000	―
第2計算期間末（平成11年11月19日）	778,475,291	782,392,224	1.0931	1.0986
第3計算期間末（平成12年11月20日）	914,427,458	914,427,458	0.8613	0.8613
第4計算期間末（平成13年11月19日）	1,313,131,401	1,313,131,401	0.6360	0.6360
第5計算期間末（平成14年11月19日）	1,018,684,917	1,018,684,917	0.4953	0.4953
第6計算期間末（平成15年11月19日）	1,042,834,822	1,049,319,494	0.5629	0.5664
第7計算期間末（平成16年11月19日）	995,906,316	1,002,876,492	0.6430	0.6475
第8計算期間末（平成17年11月21日）	1,051,816,129	1,058,037,502	0.8453	0.8503
第9計算期間末（平成18年11月20日）	951,239,712	956,536,731	0.8979	0.9029
第10計算期間末（平成19年11月19日）	728,474,610	728,474,610	0.8621	0.8621
平成19年12月末日	736,433,540	―	0.8733	―

平成20年1月末日	651,822,895	－	0.7768	－
2月末日	729,018,736	－	0.7786	－
3月末日	675,593,481	－	0.7220	－
4月末日	747,343,656	－	0.7975	－
5月末日	775,774,157	－	0.8251	－
6月末日	726,585,910	－	0.7755	－
7月末日	721,545,242	－	0.7689	－
8月末日	705,594,760	－	0.7512	－
9月末日	611,099,898	－	0.6515	－
10月末日	500,512,535	－	0.4936	－
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	488,469,159	488,469,159	0.4775	0.4775
11月末日	502,872,970	－	0.4912	－
12月末日	524,508,652	－	0.5109	－

②　分配の推移

	1口当たり分配金（円）
第2計算期間	0.0055
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0035
第7計算期間	0.0045
第8計算期間	0.0050
第9計算期間	0.0050
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

③　収益率の推移

	収益率（%）
第2計算期間	26.4
第3計算期間	△21.2
第4計算期間	△26.2
第5計算期間	△22.1
第6計算期間	14.4
第7計算期間	15.0
第8計算期間	32.2
第9計算期間	6.8
第10計算期間	△4.0
第11計算期間	△44.6

北米エクイティファンド

(1) 投資状況（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株式		232,510,745	94.33
	内 カナダ	8,055,179	3.27
	内 米国	224,455,566	91.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,986,935	5.67
純資産総額		246,497,680	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産(平成20年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細　　（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	EXXON MOBIL CORP 米国	株式 石油・石炭製品	1,900	6,948 13,201,808	7,102 13,494,105	－ －	5.47%
2	AT&T INC 米国	株式 情報・通信業	3,500	2,407 8,426,285	2,536 8,876,335	－ －	3.60%
3	PROCTER & GAMBLE CO 米国	株式 化学	1,500	5,848 8,773,016	5,480 8,220,009	－ －	3.33%
4	CHEVRON CORP 米国	株式 石油・石炭製品	1,200	6,782 8,138,992	6,513 7,815,836	－ －	3.17%
5	VERIZON COMMUNICATIONS 米国	株式 情報・通信業	2,400	2,579 6,190,210	3,016 7,240,162	－ －	2.94%
6	JOHNSON & JOHNSON 米国	株式 医薬品	1,340	5,542 7,427,374	5,293 7,093,149	－ －	2.88%
7	INT'L BUSINESS MACHINES 米国	株式 電気機器	900	7,289 6,560,714	7,396 6,656,569	－ －	2.70%
8	MICROSOFT CORP 米国	株式 サービス業	3,600	1,786 6,429,631	1,725 6,213,344	－ －	2.52%
9	MCDONALD'S CORP 米国	株式 サービス業	1,100	5,144 5,658,516	5,496 6,046,031	－ －	2.45%
10	WELLS FARGO & CO 米国	株式 銀行業	2,300	2,476 5,694,837	2,533 5,826,739	－ －	2.36%
11	JPMORGAN CHASE & CO 米国	株式 銀行業	1,890	2,925 5,529,581	2,710 5,123,551	－ －	2.08%
12	BRISTOL MYERS SQUIBB 米国	株式 医薬品	2,400	1,818 4,364,424	2,088 5,011,748	－ －	2.03%
13	CISCO SYSTEMS 米国	株式 電気機器	3,400	1,497 5,091,308	1,457 4,955,127	－ －	2.01%
14	TRAVELERS COS INC 米国	株式 保険業	1,200	3,735 4,482,317	3,967 4,760,505	－ －	1.93%
15	ABBOTT LABS 米国	株式 医薬品	1,000	5,149 5,149,567	4,749 4,749,035	－ －	1.93%
16	BECTON DICKINSON & CO 米国	株式 その他製造	780	6,010 4,688,355	5,977 4,662,793	－ －	1.89%
17	ORACLE CORPORATION 米国	株式 サービス業	2,900	1,549 4,493,059	1,567 4,545,856	－ －	1.84%
18	NIKE INC -CL B 米国	株式 その他製造	1,000	4,245 4,245,639	4,455 4,455,008	－ －	1.81%

19	DOMINION RESOURCES INC/VA 米国	株式 電力	1,400	3,259 4,562,846	3,170 4,438,805	－ －	1.80%
20	PEPSICO INC 米国	株式 食料品	900	4,837 4,353,601	4,921 4,429,793	－ －	1.80%
21	THE WALT DISNEY CO. 米国	株式 サービス業	2,200	1,881 4,139,498	1,954 4,299,711	－ －	1.74%
22	SOUTHERN CO 米国	株式 電気・ガス業	1,300	3,186 4,141,865	3,295 4,283,872	－ －	1.74%
23	US BANCORP 米国	株式 銀行業	1,900	2,350 4,465,841	2,158 4,100,810	－ －	1.66%
24	PFIZER INC 米国	株式 医薬品	2,600	1,482 3,855,485	1,573 4,092,163	－ －	1.66%
25	WAL-MART STORES 米国	株式 小売業	800	4,799 3,839,281	5,016 4,013,331	－ －	1.63%
26	PHILIP MORRIS INTERNATION 米国	株式 食料品	1,000	3,509 3,509,207	3,928 3,928,855	－ －	1.59%
27	HEWLETT-PACKARD CO 米国	株式 電気機器	1,200	3,057 3,669,237	3,238 3,886,617	－ －	1.58%
28	BAXTER INTL INC 米国	株式 その他製品	800	5,216 4,172,815	4,741 3,793,402	－ －	1.54%
29	DUKE ENERGY CORP 米国	株式 電力	2,800	1,414 3,960,424	1,333 3,734,051	－ －	1.51%
30	UNITED TECHNOLOGIES 米国	株式 機械	780	4,481 3,495,497	4,672 3,644,605	－ －	1.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.33%
合計	94.33%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	1.06%
食料品	6.97%
化学	3.33%
医薬品	12.83%
石油・石炭製品	10.52%
機械	1.48%
電気機器	8.39%
その他製品	1.54%
電気・ガス業	1.74%
陸運業	1.08%
情報・通信業	6.54%
小売業	3.39%
銀行業	7.61%
保険業	1.93%
その他金融業	0.66%
サービス業	13.57%

石油他	0.97%
コング゛ロマリット	0.61%
電力	4.75%
その他製造	5.35%
合計	94.33%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
設定時（平成10年7月31日）	336,000,000	－	1.0000	－
第2計算期間末（平成11年11月19日）	324,297,148	324,297,148	0.8959	0.8959
第3計算期間末（平成12年11月20日）	330,047,403	330,047,403	0.9267	0.9267
第4計算期間末（平成13年11月19日）	398,477,874	405,473,687	1.0099	1.0276
第5計算期間末（平成14年11月19日）	384,864,105	384,864,105	0.8185	0.8185
第6計算期間末（平成15年11月19日）	373,675,023	377,258,484	0.8785	0.8869
第7計算期間末（平成16年11月19日）	398,826,637	402,329,748	0.9577	0.9661
第8計算期間末（平成17年11月21日）	423,569,704	493,343,293	1.0841	1.2627
第9計算期間末（平成18年11月20日）	481,160,267	509,637,750	1.1537	1.2220
第10計算期間末（平成19年11月19日）	474,532,812	482,113,590	1.1680	1.1867
平成19年12月末日	502,248,968	－	1.2328	－
平成20年1月末日	423,514,842	－	1.0432	－
2月末日	423,483,839	－	1.0454	－
3月末日	392,729,842	－	0.9703	－
4月末日	426,990,362	－	1.0506	－
5月末日	439,551,512	－	1.0825	－
6月末日	413,175,375	－	1.0162	－
7月末日	412,463,912	－	1.0186	－
8月末日	418,503,851	－	1.0294	－
9月末日	344,434,958	－	0.8514	－

10月末日	290,065,946	－	0.7067	－
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	261,078,189	261,078,189	0.6351	0.6351
11月末日	261,858,570	－	0.6373	－
12月末日	246,497,680	－	0.5985	－

② 分配の推移

	1口当たり分配金（円）
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0200
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0085
第7計算期間	0.0085
第8計算期間	0.1800
第9計算期間	0.0700
第10計算期間	0.0200
第11計算期間	0.0000

（注）1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第2計算期間	△7.4
第3計算期間	3.4
第4計算期間	11.1
第5計算期間	△19.0
第6計算期間	8.4
第7計算期間	10.0
第8計算期間	32.0
第9計算期間	12.9
第10計算期間	3.0
第11計算期間	△45.6

アジア・エクイティ・ファンド

(1) 投資状況（平成20年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（%）
株式		221,702,829	86.77
	内 オーストラリア	132,631,584	51.91
	内 香港	55,905,349	21.88
	内 ニュージーランド	3,593,588	1.41
	内 シンガポール	29,572,309	11.57
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		33,803,393	13.23

純資産総額	255,506,222	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引　（買建）	16,848,351	6.59
内 オーストラリア	16,848,351	6.59

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産(平成20年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細　　（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BHP BILLITON LTD オーストラリア	株式 鉱業	12,900	1,515 19,545,590	1,810 23,349,711	－ －	9.14%
2	WOOLWORTHS オーストラリア	株式 小売業	9,000	1,643 14,791,613	1,647 14,825,422	－ －	5.80%
3	QBE INSURANCE オーストラリア	株式 保険業	9,000	1,493 13,439,237	1,569 14,121,059	－ －	5.53%
4	CHEUNG KONG 香港	株式 不動産業	16,000	764 12,238,800	851 13,630,000	－ －	5.33%
5	WESTPAC BANKING オーストラリア	株式 銀行業	11,000	973 10,709,441	1,048 11,535,893	－ －	4.51%
6	SINGAPORE TELECOM シンガポール	株式 情報・通信業	60,670	150 9,121,407	161 9,772,936	－ －	3.82%
7	COMMONWEALTH BANK OF AUST オーストラリア	株式 銀行業	5,500	1,884 10,365,086	1,764 9,703,924	－ －	3.80%
8	TELSTRA CORPORATION オーストラリア	株式 情報・通信業	40,000	255 10,217,952	232 9,291,324	－ －	3.64%
9	CSL LIMITED オーストラリア	株式 医薬品	4,300	1,971 8,479,453	2,074 8,919,358	－ －	3.49%
10	AUSTRALIA & NZLAND BK オーストラリア	株式 銀行業	7,700	816 6,286,545	957 7,376,084	－ －	2.89%
11	HANG SENG BANK 香港	株式 銀行業	5,300	1,016 5,386,788	1,218 6,457,918	－ －	2.53%
12	HUTCHISON WHAMPOA 香港	株式 コング゛ロマリット	13,000	427 5,560,100	464 6,041,263	－ －	2.36%
13	SINGAP. TECH ENGINEERING シンガポール	株式 コング゛ロマリット	40,000	135 5,407,352	149 5,963,248	－ －	2.33%
14	COCA-COLA AMATIL LIMITED オーストラリア	株式 食料品	10,000	570 5,703,771	563 5,634,900	－ －	2.21%
15	CLP HOLDINGS LIMITED 香港	株式 電気・ガス業	9,000	605 5,446,125	613 5,520,150	－ －	2.16%
16	NATIONAL AUSTRALIA BANK オーストラリア	株式 銀行業	4,000	1,198 4,795,926	1,306 5,226,683	－ －	2.05%

17	SUNCORP-METWAY LIMITED オーストラリア	株式 銀行業	10,000	395 3,956,952	514 5,146,542	— —	2.01%
18	HANG LUNG PROPERTIES LTD 香港	株式 不動産業	25,000	168 4,224,125	203 5,087,750	— —	1.99%
19	O.C.B.C. シンガポール	株式 銀行業	15,000	302 4,538,765	310 4,652,471	— —	1.82%
20	WOODSIDE PETROLEUM オーストラリア	株式 石油・石炭製品	2,000	2,190 4,381,448	2,176 4,353,899	— —	1.70%
21	SINGAPORE AIRLINES LTD シンガポール	株式 空運業	6,000	694 4,169,220	718 4,313,248	— —	1.69%
22	JB HI-FI LTD オーストラリア	株式 小売業	6,000	447 2,685,969	582 3,497,395	— —	1.37%
23	DBS GROUP HOLDINGS LTD シンガポール	株式 銀行業	6,000	625 3,752,298	542 3,255,782	— —	1.27%
24	ORICA LIMITED オーストラリア	株式 化学	3,687	918 3,386,468	876 3,231,803	— —	1.26%
25	COCHLEAR LIMITED オーストラリア	株式 精密機器	900	3,448 3,103,703	3,368 3,031,576	— —	1.19%
26	BEIJING ENTERPRISES HLDGS 香港	株式 コング゛ロマリット	8,000	310 2,481,600	357 2,857,600	— —	1.12%
27	SKY NETWORK TELEVISION LT ニュージーランド	株式 サービス業	14,000	169 2,366,752	203 2,844,842	— —	1.11%
28	HK & CHINA GAS 香港	株式 電気・ガス業	20,000	152 3,055,000	138 2,773,000	— —	1.09%
29	BANK OF CHINA HONG KONG 香港	株式 銀行業	26,000	92 2,407,340	103 2,682,290	— —	1.05%
30	HONG KONG EX & CL 香港	株式 その他金融業	3,000	658 1,974,000	867 2,603,213	— —	1.02%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	86.77%
合計	86.77%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	9.95%
食料品	2.21%
化学	1.26%
医薬品	3.49%
石油・石炭製品	1.70%
精密機器	1.19%
電気・ガス業	3.25%
空運業	1.69%
情報・通信業	7.75%
卸売業	0.92%
小売業	8.83%

銀行業	21.93%
保険業	5.53%
その他金融業	1.02%
不動産業	7.33%
サービス業	1.11%
石油他	0.52%
コング゛ロマリット	7.09%
合計	86.77%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	オーストラリア	SPI 200 INDEX 2009年3月	買建	3	16,440,948	16,848,351	6.59%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
設定時（平成12年5月31日）	500,000,000	－	1.0000	－
第1計算期間末（平成12年11月20日）	543,900,223	543,900,223	0.9475	0.9475
第2計算期間末（平成13年11月19日）	520,816,716	520,816,716	0.8893	0.8893
第3計算期間末（平成14年11月19日）	351,401,222	351,401,222	0.8566	0.8566
第4計算期間末（平成15年11月19日）	361,457,663	371,978,936	1.0100	1.0394
第5計算期間末（平成16年11月19日）	308,061,530	339,292,342	1.0759	1.1850
第6計算期間末（平成17年11月21日）	395,233,893	443,261,656	1.2252	1.3741
第7計算期間末（平成18年11月20日）	396,661,123	454,223,998	1.3726	1.5718
第8計算期間末（平成19年11月19日）	743,712,451	857,319,447	1.6353	1.8851
平成19年12月末日	851,278,820	－	1.6793	－

平成20年1月末日	666,096,402	－	1.3781	－
2月末日	663,601,555	－	1.3790	－
3月末日	562,794,554	－	1.2257	－
4月末日	633,254,316	－	1.3707	－
5月末日	638,438,339	－	1.4021	－
6月末日	583,833,440	－	1.2979	－
7月末日	545,736,333	－	1.2526	－
8月末日	514,551,800	－	1.2087	－
9月末日	411,768,676	－	1.0081	－
10月末日	285,121,254	－	0.7282	－
第9計算期間末 (平成20年11月19日)	247,285,515	247,285,515	0.6225	0.6225
11月末日	254,581,541	－	0.6445	－
12月末日	255,506,222	－	0.6501	－

②　分配の推移

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0300
第5計算期間	0.1100
第6計算期間	0.1500
第7計算期間	0.2000
第8計算期間	0.2500
第9計算期間	0.0000

（注）1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③　収益率の推移

	収益率（%）
第1計算期間	△5.3
第2計算期間	△6.1
第3計算期間	△3.7
第4計算期間	21.4
第5計算期間	17.4
第6計算期間	27.8
第7計算期間	28.4
第8計算期間	37.4
第9計算期間	△61.9

第二部 【ファンドの詳細情報】

第１ 【ファンドの沿革】

平成10年 7月31日： 「日本エクイティファンド」、「ＴＯＰＩＸファンド」、「２２５ファンド」および「北米エクイティファンド」の信託契約締結、当初設定、運用開始

平成12年 5月31日： 「アジア・エクイティ・ファンド」の信託契約締結、当初自己設定、運用開始

第２ 【手続等】

１ 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込み（乗換えにかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。
お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。ただし、「アジア・エクイティ・ファンド」について、香港証券取引所の半休日においては、午後0時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が当ファンドの追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、当ファンドの取得申込みの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消したファンドがある場合には、販売会社は、当該各ファンドの振替受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金の手取金をもってする当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の

取得申込みの受付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２ 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。ただし、「アジア・エクイティ・ファンド」について、香港証券取引所の半休日においては、午後0時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、振替受益権の一部解約の実行の請求（乗換えにかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社は、当該各ファンドの受益権の取得申込みにかかる当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の一部解約の実行の請求の受付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、振替受益権の買取請求（乗換えにかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて振替受益権の買取りを中止するほか、すでに受付けた振替受益権の買取りの請求を取消すものとします。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託会社との協議に基づき、当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の振替受益権の買取請求にかかる売却代金をもってする当該各ファンドの取得申込みにかかる買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数

の減少の記載または記録が行なわれます。

第３ 【管理及び運営】

１ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」のみ）。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」のみ）。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の営業日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合(ＴＯＰＩＸファンドおよび２２５ファンドのみ）またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第２　手続等」の「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第４ 【ファンドの経理状況】

日本エクイティファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本エクイティファンド

(1) 【貸借対照表】

		第10期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第11期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		118,586,418	89,935,741
株式		2,942,834,000	1,447,557,500
未収入金		36,484,223	15,677,512
未収配当金		17,147,600	16,107,680
流動資産合計		3,115,052,241	1,569,278,433
資産合計		3,115,052,241	1,569,278,433
負債の部			
流動負債			
未払金		6,298,198	8,730,796
未払解約金		3,823,261	155,045
未払受託者報酬		1,942,219	1,188,028
未払委託者報酬		27,580,225	16,870,472
その他未払費用		97,601	59,314
流動負債合計		39,741,504	27,003,655
負債合計		39,741,504	27,003,655
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,918,225,729	2,729,578,745
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	157,085,008	△1,187,303,967
（分配準備積立金）		147,259,930	139,414,749
元本等合計		3,075,310,737	1,542,274,778
純資産合計		3,075,310,737	1,542,274,778
負債純資産合計		3,115,052,241	1,569,278,433

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	50,161,566	42,929,195
受取利息	541,058	799,121
有価証券売買等損益	106,569,951	△1,369,929,439
その他収益	740	716
営業収益合計	157,273,315	△1,326,200,407
営業費用		
受託者報酬	4,084,957	2,614,994
委託者報酬	58,007,667	37,134,099
その他費用	204,091	130,580
営業費用合計	62,296,715	39,879,673
営業利益又は営業損失（△）	94,976,600	△1,366,080,080
経常利益又は経常損失（△）	94,976,600	△1,366,080,080
当期純利益又は当期純損失（△）	94,976,600	△1,366,080,080
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	130,008,303	△40,768,264
期首剰余金又は期首欠損金（△）	223,939,471	157,085,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,884,488	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,884,488	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,707,248	19,077,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,707,248	12,210,298
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	6,866,861
分配金 ※1	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	157,085,008	△1,187,303,967

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （会計方針の変更） 従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。 この変更により、営業利益金額、経常利益金額及び当期純利益金額は1,714,760円増加しております。	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	―――――――

（貸借対照表に関する注記）

区 分		第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1．※1	期首元本額	3,625,955,791円	2,918,225,729円
	期中追加設定元本額	136,947,160円	41,432,311円
	期中一部解約元本額	844,677,222円	230,079,295円

2.	計算期間末日における受益権の総数	2,918,225,729口	2,729,578,745口
3. ※2	元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,187,303,967円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分		第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
※1	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（123,265,367円）及び分配準備積立金（147,259,930円）より分配対象額は270,525,297円（1万口当り927.02円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,689,488円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（117,346,519円）及び分配準備積立金（135,725,261円）より分配対象額は256,761,268円（1万口当たり940.66円）でありますが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第10期 平成19年11月19日現在		第11期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,942,834,000	△139,344,072	1,447,557,500	△951,314,448
合計	2,942,834,000	△139,344,072	1,447,557,500	△951,314,448

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0538円 (10,538円)	0.5650円 (5,650円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
清水建設	36,000	485	17,460,000	
大東建託	1,200	4,220	5,064,000	
積水ハウス	8,000	793	6,344,000	
日本製粉	25,000	433	10,825,000	
雪印乳業	25,000	382	9,550,000	
不二製油	9,000	1,263	11,367,000	
ポイント	700	5,000	3,500,000	
味 の 素	6,000	978	5,868,000	
日本たばこ産業	55	300,000	16,500,000	
アルコニックス	500	1,606	803,000	

帝　人	30,000	256	7,680,000	
ＩＴホールディングス	4,000	1,322	5,288,000	
日本製紙Ｇ本社	25	313,000	7,825,000	
トクヤマ	13,000	569	7,397,000	
信越化学	6,500	4,220	27,430,000	
三菱瓦斯化学	20,000	339	6,780,000	
日本ゼオン	10,000	272	2,720,000	
宇部興産	42,000	178	7,476,000	
武田薬品	6,500	4,670	30,355,000	
塩野義製薬	8,000	2,210	17,680,000	
第一三共	15,500	1,908	29,574,000	
ヤフー	300	32,550	9,765,000	
楽天	130	52,900	6,877,000	
富士フイルムＨＬＤＧＳ	5,400	2,275	12,285,000	
資　生　堂	3,000	1,865	5,595,000	
ライオン	8,000	571	4,568,000	
コーセー	1,200	2,335	2,802,000	
新日鉱ホールディングス	10,000	247	2,470,000	
出光興産	900	6,250	5,625,000	
ブリヂストン	6,500	1,732	11,258,000	
住友ゴム	27,000	833	22,491,000	
ニッタ	5,000	1,297	6,485,000	
旭　硝　子	15,000	503	7,545,000	
日本電気硝子	4,000	573	2,292,000	
東海カーボン	9,000	388	3,492,000	
新日本製鐵	63,000	271	17,073,000	
住友金属工業	40,000	221	8,840,000	
山陽特殊鋼	30,000	229	6,870,000	
日本製鋼所	10,000	896	8,960,000	
住友鉱山	16,000	631	10,096,000	
住友電工	4,000	738	2,952,000	
ディスコ	3,000	1,743	5,229,000	
三井海洋開発	2,500	1,158	2,895,000	
小松製作所	8,000	1,054	8,432,000	
住友重機械	23,000	338	7,774,000	
シンニッタン	10,000	373	3,730,000	
ダイキン工業	2,000	2,305	4,610,000	
ＳＡＮＫＹＯ	1,000	5,390	5,390,000	

日本精工	10,000	354	3,540,000	
日　立	32,000	447	14,304,000	
東　芝	30,000	328	9,840,000	
三菱電機	12,000	497	5,964,000	
マキタ	2,000	1,819	3,638,000	
日本電産	2,000	4,670	9,340,000	
富　士　通	33,000	441	14,553,000	
パナソニック	14,000	1,462	20,468,000	
ソ　ニ　ー	8,000	1,950	15,600,000	
Ｔ　Ｄ　Ｋ	2,500	3,130	7,825,000	
ミツミ電機	13,000	1,136	14,768,000	
ホシデン	10,000	1,180	11,800,000	
日本航空電子	12,000	359	4,308,000	
デンソー	3,500	1,516	5,306,000	
ファナック	2,500	5,410	13,525,000	
新光電気工業	7,000	487	3,409,000	
村田製作所	1,200	3,140	3,768,000	
パナソニック電工	7,000	869	6,083,000	
三菱重工業	8,000	348	2,784,000	
ニッチツ	25,000	169	4,225,000	
いすゞ自動車	45,000	148	6,660,000	
トヨタ自動車	17,000	3,050	51,850,000	
アイシン精機	3,000	1,370	4,110,000	
本田技研	14,500	2,045	29,652,500	
スズキ	5,500	1,275	7,012,500	
良品計画	3,500	5,150	18,025,000	
松田産業	4,000	853	3,412,000	
島津製作所	15,000	684	10,260,000	
ニコン	3,000	1,039	3,117,000	
キヤノン	4,000	2,805	11,220,000	
ピジョン	4,000	3,250	13,000,000	
任　天　堂	1,000	29,310	29,310,000	
伊　藤　忠	15,000	451	6,765,000	
ファミリーマート	4,500	4,350	19,575,000	
三井物産	24,000	773	18,552,000	
住友商事	13,000	780	10,140,000	
三菱商事	14,000	1,118	15,652,000	
高　島　屋	22,000	721	15,862,000	

ゼビオ	2,500	2,000	5,000,000	
ケーズホールディングス	5,000	1,807	9,035,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	75,000	511	38,325,000	
三井住友フィナンシャルＧ	87	314,000	27,318,000	
千葉銀行	28,000	462	12,936,000	
京都銀行	10,000	955	9,550,000	
セブン銀行	60	332,000	19,920,000	
みずほフィナンシャルＧ	145	212,500	30,812,500	
三菱ＵＦＪリース	2,500	1,851	4,627,500	
野村ホールディングス	23,000	749	17,227,000	
新光証券	14,000	194	2,716,000	
東京海上ＨＤ	14,000	2,620	36,680,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	1,300	3,470	4,511,000	
三井不動産	8,000	1,244	9,952,000	
三菱地所	9,000	1,236	11,124,000	
住友不動産	5,000	1,170	5,850,000	
東日本旅客鉄道	92	754,000	69,368,000	
日本通運	15,000	402	6,030,000	
山　九	12,000	320	3,840,000	
商船三井	16,000	472	7,552,000	
住友倉庫	30,000	434	13,020,000	
日本電信電話	50	431,000	21,550,000	
ＫＤＤＩ	30	599,000	17,970,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	185	160,100	29,618,500	
東京電力	3,000	2,950	8,850,000	
関西電力	21,000	2,560	53,760,000	
東北電力	12,000	2,410	28,920,000	
九州電力	8,000	2,380	19,040,000	
東　映	15,000	396	5,940,000	
共立メンテナンス	2,000	1,182	2,364,000	
光　栄	8,000	882	7,056,000	
セコム	3,000	4,430	13,290,000	
コナミ	2,000	2,075	4,150,000	
ベネッセコーポレーション	1,700	3,850	6,545,000	
合計	1,368,259		1,447,557,500	

(2)　株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

ＴＯＰＩＸファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

ＴＯＰＩＸファンド

次へ

(1) 貸借対照表

		第10期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第11期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		31,273,778	28,206,393
株式	※3	997,670,760	581,036,480
派生商品評価勘定		—	366,693
未収配当金		5,875,306	6,138,746
前払金		980,000	6,602,000
流動資産合計		1,035,799,844	622,350,312
資産合計		1,035,799,844	622,350,312
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,332,789	7,342,004
未払解約金		—	225,975
未払受託者報酬		490,529	352,506
未払委託者報酬		5,150,969	3,701,758
その他未払費用		30,737	21,949
流動負債合計		7,005,024	11,644,192
負債合計		7,005,024	11,644,192
純資産の部			
元本等			
元本	※1	923,929,847	952,624,747
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	104,864,973	△341,918,627
（分配準備積立金）		136,356,600	135,850,877
元本等合計		1,028,794,820	610,706,120
純資産合計		1,028,794,820	610,706,120
負債純資産合計		1,035,799,844	622,350,312

次へ

(2) 損益及び剰余金計算書

	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	15,811,739	16,077,539
受取利息	173,226	149,782
有価証券売買等損益	△46,302,015	△430,441,974
派生商品取引等損益	△1,300,700	△12,084,048
その他収益	22,150	23,826
営業収益合計	△31,595,600	△426,274,875
営業費用		
受託者報酬	1,011,243	752,434
委託者報酬	10,618,720	7,901,584
その他費用	63,019	46,849
営業費用合計	11,692,982	8,700,867
営業損失（△）	△43,288,582	△434,975,742
経常損失（△）	△43,288,582	△434,975,742
当期純損失（△）	△43,288,582	△434,975,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,351,849	△12,687,079
期首剰余金又は期首欠損金（△）	167,644,273	104,864,973
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,270,900	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,270,900	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,409,769	24,494,937
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,409,769	5,924,720
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	18,570,217
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	104,864,973	△341,918,627

次へ

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （会計方針の変更） 従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。 この変更により、営業損失金額、経常損失金額及び当期純損失金額は587,531円減少しております。	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	―――――――

（貸借対照表に関する注記）

区 分		第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1．※1	期首元本額	988,596,048円	923,929,847円
	期中追加設定元本額	36,849,875円	82,396,769円
	期中一部解約元本額	101,516,076円	53,701,869円
2．	計算期間末日における受益権の総数	923,929,847口	952,624,747口

3. ※2	元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は341,918,627円であります。
4. ※3	差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式　18,360,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式　4,575,000円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分		第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
※1	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,956,453円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（185,003,418円）及び分配準備積立金（132,400,147円）より分配対象額は321,360,018円（1万口当り3,478.19円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,246,691円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（203,289,439円）及び分配準備積立金（128,604,186円）より分配対象額は339,140,316円（1万口当たり3,560.06円）でありますが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第10期 平成19年11月19日現在		第11期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	997,670,760	△52,686,967	581,036,480	△424,939,590
合計	997,670,760	△52,686,967	581,036,480	△424,939,590

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ　取引の状況に関する事項

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2．取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	同左
3．取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4．取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	第10期 平成19年11月19日 現在				第11期 平成20年11月19日 現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 株価指数 先物取引 買 建	30,450,000	－	29,130,000	△1,320,000	31,697,000	－	24,735,000	△6,962,000
合計	30,450,000	－	29,130,000	△1,320,000	31,697,000	－	24,735,000	△6,962,000

（注） 1． 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2． 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3． 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4． 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1135円 (11,135円)	0.6411円 (6,411円)

(4) 附属明細表

次へ

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
日本水産	800	233	186,400	
マルハニチロホールディングス	2,000	147	294,000	
三井松島	2,000	128	256,000	
国際石油開発帝石	3	493,000	1,479,000	
石油資源開発	100	3,450	345,000	
間組	3,200	81	259,200	
東急建設	790	223	176,170	
ミサワホーム	500	257	128,500	
東建コーポレーション	60	1,993	119,580	
大成建設	3,000	203	609,000	
大　林　組	2,000	529	1,058,000	
清水建設	2,000	485	970,000	
長谷工コーポレーシヨン	3,000	90	270,000	
鹿島建設	2,000	273	546,000	
戸田建設	1,000	320	320,000	
青木あすなろ建設	500	455	227,500	
大東建託	300	4,220	1,266,000	
住友林業	1,000	612	612,000	
日本基礎技術	1,600	223	356,800	
パナホーム	1,000	499	499,000	
大和ハウス	1,000	791	791,000	
ライト工業	1,600	167	267,200	
積水ハウス	2,000	793	1,586,000	
西部電気工業	1,000	390	390,000	
中電工	200	1,458	291,600	
関　電　工	1,000	598	598,000	
きんでん	1,000	829	829,000	
東電通	2,000	159	318,000	
日　揮	1,000	1,076	1,076,000	
日清製粉Ｇ本社	500	1,095	547,500	
森永製菓	2,000	191	382,000	
明治製菓	1,000	417	417,000	
明治乳業	1,000	483	483,000	
ヤクルト	300	1,823	546,900	
日本ハム	1,000	1,256	1,256,000	
新日鉄ソリューションズ	100	1,174	117,400	
綜合警備保障	300	934	280,200	
日本駐車場開発	40	3,350	134,000	
博報堂ＤＹＨＬＤＧＳ	100	4,760	476,000	
サッポロホールディングス	1,000	517	517,000	
アサヒビール	1,300	1,702	2,212,600	
キリンＨＤ	3,000	1,064	3,192,000	
宝ホールディングス	1,000	564	564,000	
コカ・コーラウエストＨＬＤＧＳ	200	2,075	415,000	
伊　藤　園	300	1,462	438,600	
日清オイリオグループ	1,000	486	486,000	
ローソン	200	5,250	1,050,000	
エービーシー・マート	100	3,470	347,000	
ポイント	80	5,000	400,000	
ＪＡＬＵＸ	300	1,328	398,400	

エディオン	300	405	121,500	
双日	2,600	141	366,600	
アルフレッサホールディングス	100	4,280	428,000	
味　の　素	2,000	978	1,956,000	
キユーピー	300	1,161	348,300	
ハウス食品	300	1,600	480,000	
カ　ゴ　メ	500	1,567	783,500	
ニチレイ	1,000	427	427,000	
日清食品ＨＤ	300	3,400	1,020,000	
日本たばこ産業	13	300,000	3,900,000	
グ　ン　ゼ	1,000	353	353,000	
昭　栄	100	942	94,200	
神　栄	2,000	121	242,000	
あい　ホールディングス	500	269	134,500	
Ｊ．　フロント　リテイリング	2,000	358	716,000	
マツモトキヨシＨＬＤＧＳ	200	1,932	386,400	
三越伊勢丹ＨＤ	1,100	759	834,900	
東洋紡績	2,000	135	270,000	
ユニチカ	2,000	63	126,000	
日清紡績	1,000	571	571,000	
トヨタ紡織	200	717	143,400	
野村不動産ＨＬＤＧＳ	100	1,355	135,500	
三井鉱山	1,000	167	167,000	
サークルＫサンクス	200	1,788	357,600	
セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ	2,100	2,895	6,079,500	
帝　人	2,000	256	512,000	
東　レ	4,000	442	1,768,000	
三菱レイヨン	1,000	236	236,000	
ク　ラ　レ	1,000	701	701,000	
旭　化　成	4,000	389	1,556,000	
サカイ　オーベックス	4,000	79	316,000	
ＳＵＭＣＯ	300	1,012	303,600	
日東製網	5,000	79	395,000	
ホギメディカル	100	5,530	553,000	
レナウン	900	141	126,900	
ＩＴホールディングス	100	1,322	132,200	
王子製紙	3,000	444	1,332,000	
大王製紙	1,000	974	974,000	
日本製紙Ｇ本社	3	313,000	939,000	
昭和電工	3,000	118	354,000	
住友化学	4,000	279	1,116,000	
東ソー	2,000	173	346,000	
トクヤマ	1,000	569	569,000	
東亜合成	1,000	214	214,000	
電気化学	1,000	219	219,000	
イビデン	400	1,512	604,800	
信越化学	1,000	4,220	4,220,000	
大陽日酸	1,000	583	583,000	
カネカ	1,000	441	441,000	
協和発酵キリン	1,000	855	855,000	
三菱瓦斯化学	1,000	339	339,000	
三井化学	2,000	324	648,000	
ＪＳＲ	600	1,038	622,800	
東京応化工業	200	1,240	248,000	
三菱ケミカルＨＬＤＧＳ	3,500	369	1,291,500	

ダイセル化学	1,000	422	422,000	
住友ベークライト	1,000	320	320,000	
積水化学	1,000	546	546,000	
日本ゼオン	1,000	272	272,000	
宇部興産	4,000	178	712,000	
日立化成	300	945	283,500	
日本化薬	1,000	462	462,000	
野村総合研究所	300	1,716	514,800	
ケネディクス	3	15,350	46,050	
電通	6	166,900	1,001,400	
日油	1,000	334	334,000	
花　王	1,000	2,815	2,815,000	
武田薬品	2,100	4,670	9,807,000	
アステラス製薬	1,200	4,040	4,848,000	
大日本住友製薬	1,000	836	836,000	
塩野義製薬	1,000	2,210	2,210,000	
中外製薬	800	1,538	1,230,400	
エーザイ	700	3,390	2,373,000	
小野薬品	300	4,650	1,395,000	
久光製薬	200	4,040	808,000	
大正製薬	1,000	1,867	1,867,000	
参天製薬	300	2,610	783,000	
エスエス製薬	1,000	619	619,000	
日本ケミファ	1,000	289	289,000	
ツムラ	200	3,200	640,000	
テ　ル　モ	400	4,090	1,636,000	
第一三共	1,800	1,908	3,434,400	
日本ペイント	1,000	340	340,000	
関西ペイント	1,000	469	469,000	
ＤＩＣ	2,000	142	284,000	
東洋インキ	1,000	233	233,000	
オリエンタルランド	200	7,290	1,458,000	
パーク２４	400	439	175,600	
フジ・メディア・ＨＤ	6	133,600	801,600	
ラウンドワン	2	45,550	91,100	
リゾートトラスト	200	949	189,800	
オービック	30	15,010	450,300	
ヤフー	49	32,550	1,594,950	
トレンドマイクロ	500	2,580	1,290,000	
日本オラクル	100	4,040	404,000	
トーセ	300	656	196,800	
ユー・エス・エス	80	6,040	483,200	
伊藤忠テクノソリュー	100	2,400	240,000	
東京個別指導学院	1,000	139	139,000	
カルチュア・コンビニエンス	300	800	240,000	
エックスネット	2	86,600	173,200	
大塚商会	100	4,620	462,000	
ウェザーニューズ	300	1,238	371,400	
富士フイルムＨＬＤＧＳ	1,300	2,275	2,957,500	
コニカミノルタＨＬＤＧＳ	1,500	626	939,000	
資　生　堂	1,000	1,865	1,865,000	
ライオン	1,000	571	571,000	
ファンケル	300	1,197	359,100	
コーセー	100	2,335	233,500	
エステー	400	1,199	479,600	

新日本石油	4,000	355	1,420,000	
昭和シエル石油	800	775	620,000	
コスモ石油	2,000	235	470,000	
東燃ゼネラル石油	1,000	914	914,000	
新日鉱ホールディングス	2,500	247	617,500	
ＡＯＣホールディングス	300	503	150,900	
横浜ゴム	1,000	482	482,000	
東洋ゴム	1,000	190	190,000	
ブリヂストン	1,800	1,732	3,117,600	
住友ゴム	500	833	416,500	
東海ゴム	200	886	177,200	
鬼怒川ゴム	2,000	141	282,000	
旭　硝　子	3,000	503	1,509,000	
日本板硝子	2,000	277	554,000	
日本電気硝子	1,000	573	573,000	
住友大阪セメント	1,000	142	142,000	
太平洋セメント	2,000	101	202,000	
ＴＯＴＯ	1,000	594	594,000	
日本碍子	1,000	1,032	1,032,000	
日本特殊陶業	1,000	840	840,000	
ニチアス	1,000	218	218,000	
新日本製鐵	16,000	271	4,336,000	
住友金属工業	11,000	221	2,431,000	
神戸製鋼所	8,000	152	1,216,000	
日新製鋼	3,000	118	354,000	
中山製鋼所	1,000	274	274,000	
合同製鐵	1,000	229	229,000	
ＪＦＥホールディングス	1,400	2,135	2,989,000	
東京製鐵	400	780	312,000	
大和工業	100	1,932	193,200	
大阪製鐵	200	1,166	233,200	
丸一鋼管	100	2,010	201,000	
大同特殊鋼	1,000	258	258,000	
日本高周波	2,000	89	178,000	
日本金属工業	1,000	114	114,000	
日本冶金工	500	214	107,000	
山陽特殊鋼	1,000	229	229,000	
愛知製鋼	1,000	269	269,000	
日立金属	1,000	615	615,000	
旭テック	3,000	39	117,000	
日本製鋼所	1,000	896	896,000	
三井金属	2,000	164	328,000	
三菱マテリアル	3,000	190	570,000	
住友鉱山	1,000	631	631,000	
ＤＯＷＡホールディングス	1,000	274	274,000	
古河機金	2,000	88	176,000	
東邦チタニウム	200	923	184,600	
住友軽金属	3,000	80	240,000	
古河電工	2,000	350	700,000	
住友電工	2,000	738	1,476,000	
フジクラ	1,000	268	268,000	
日立電線	1,000	193	193,000	
リョービ	1,000	206	206,000	
東洋製罐	500	1,193	596,500	
三和ホールディングス	1,000	335	335,000	

住生活グループ	800	1,367	1,093,600	
日本フイルコン	500	498	249,000	
リンナイ	200	3,310	662,000	
日本発条	1,000	385	385,000	
三浦工業	200	2,085	417,000	
ツ　ガ　ミ	1,000	199	199,000	
ア　マ　ダ	1,000	422	422,000	
オーエスジー	400	660	264,000	
旭ダイヤモンド	1,000	570	570,000	
森精機製作所	300	724	217,200	
ディスコ	100	1,743	174,300	
豊田自動織機	600	1,945	1,167,000	
ＳＭＣ	200	8,840	1,768,000	
ユニオンツール	100	2,045	204,500	
小松製作所	2,400	1,054	2,529,600	
住友重機械	1,000	338	338,000	
日立建機	400	969	387,600	
クボタ	3,000	511	1,533,000	
アイチ　コーポレーション	500	306	153,000	
小森コーポレーション	200	956	191,200	
荏原製作所	1,000	178	178,000	
ダイキン工業	700	2,305	1,613,500	
栗田工業	500	2,280	1,140,000	
椿本チエイン	1,000	235	235,000	
ダイフク	500	501	250,500	
加藤製作所	1,000	214	214,000	
平和	200	758	151,600	
ＳＡＮＫＹＯ	200	5,390	1,078,000	
ダイコク電機	100	1,078	107,800	
ア　マ　ノ	300	715	214,500	
ブラザー工業	900	619	557,100	
グローリー	300	1,552	465,600	
セガサミーホールディングス	600	935	561,000	
日本ピストンリング	3,000	95	285,000	
日本精工	1,000	354	354,000	
Ｎ　Ｔ　Ｎ	1,000	283	283,000	
ジェイテクト	600	745	447,000	
不　二　越	1,000	214	214,000	
ミネベア	1,000	277	277,000	
Ｔ　Ｈ　Ｋ	300	953	285,900	
日　立	9,000	447	4,023,000	
東　芝	8,000	328	2,624,000	
三菱電機	5,000	497	2,485,000	
富士電機ＨＬＤＧＳ	2,000	122	244,000	
東洋電機製造	1,000	434	434,000	
安川電機	1,000	367	367,000	
オリジン電気	1,000	252	252,000	
マキタ	400	1,819	727,600	
東芝テック	1,000	267	267,000	
マブチモーター	100	4,070	407,000	
日本電産	300	4,670	1,401,000	
日新電機	1,000	365	365,000	
オムロン	700	1,300	910,000	
ＩＤＥＣ	300	860	258,000	
エルピーダメモリ	200	350	70,000	

ジーエス・ユアサ　コーポ	1,000	369	369,000	
日本電気	5,000	270	1,350,000	
富　士　通	5,000	441	2,205,000	
沖　電　気	2,000	69	138,000	
ＮＥＣエレクトロニクス	100	936	93,600	
セイコーエプソン	400	1,310	524,000	
アルバック	100	1,098	109,800	
パナソニック	6,000	1,462	8,772,000	
シャープ	2,000	645	1,290,000	
ソ　ニ　ー	3,000	1,950	5,850,000	
Ｔ　Ｄ　Ｋ	300	3,130	939,000	
三洋電機	5,000	168	840,000	
ミツミ電機	200	1,136	227,200	
アルプス電気	700	444	310,800	
パイオニア	600	241	144,600	
日本トリム	100	2,290	229,000	
ヒロセ電機	100	8,430	843,000	
日立マクセル	200	789	157,800	
島田理化工業	1,500	121	181,500	
船井電機	100	1,481	148,100	
横河電機	700	464	324,800	
山武	200	1,936	387,200	
アドバンテスト	400	1,170	468,000	
キーエンス	100	16,260	1,626,000	
日置電機	100	1,673	167,300	
シスメックス	100	3,310	331,000	
デンソー	1,200	1,516	1,819,200	
オプテックス	200	832	166,400	
スタンレー電気	400	1,182	472,800	
ウシオ電機	300	1,182	354,600	
図　研	300	651	195,300	
カ　シ　オ	600	522	313,200	
ファナック	500	5,410	2,705,000	
日本シイエムケイ	200	385	77,000	
ロ　ー　ム	300	4,440	1,332,000	
浜松ホトニクス	200	1,886	377,200	
新光電気工業	200	487	97,400	
京　セ　ラ	500	4,940	2,470,000	
太陽誘電	1,000	460	460,000	
村田製作所	600	3,140	1,884,000	
日東電工	500	1,683	841,500	
パナソニック電工	1,000	869	869,000	
東海理化電機	200	858	171,600	
三井造船	2,000	125	250,000	
日立造船	2,000	80	160,000	
三菱重工業	9,000	348	3,132,000	
川崎重工業	4,000	187	748,000	
ＩＨＩ	4,000	116	464,000	
日産自動車	6,300	346	2,179,800	
いすゞ自動車	3,000	148	444,000	
トヨタ自動車	7,100	3,050	21,655,000	※
日野自動車	1,000	205	205,000	
三菱自動車工業	12,000	142	1,704,000	
トヨタ車体	200	1,436	287,200	
タチエス	200	534	106,800	

Ｎ　Ｏ　Ｋ	300	730	219,000	
フタバ産業	200	489	97,800	
プレス工業	1,000	139	139,000	
カルソニックカンセイ	1,000	153	153,000	
太平洋工業	1,000	279	279,000	
ケーヒン	200	741	148,200	
アイシン精機	500	1,370	685,000	
マ　ツ　ダ	2,000	182	364,000	
ダイハツ	1,000	838	838,000	
愛知機械	1,000	194	194,000	
本田技研	4,700	2,045	9,611,500	
スズキ	1,000	1,275	1,275,000	
富士重工業	2,000	294	588,000	
ヤマハ発動機	600	939	563,400	
ショーワ	300	394	118,200	
エクセディ	100	1,299	129,900	
豊田合成	200	1,158	231,600	
ヨ　ロ　ズ	300	812	243,600	
シマノ	300	3,190	957,000	
はるやま商事	300	405	121,500	
ジーンズメイト	500	487	243,500	
菱食	200	1,835	367,000	
良品計画	100	5,150	515,000	
メディセオ・パルタックＨＤ	600	1,056	633,600	
アドヴァン	700	471	329,700	
ネットワンシステムズ	2	153,700	307,400	
ドン・キホーテ	200	2,140	428,000	
メガネトップ	200	850	170,000	
西松屋チェーン	200	1,157	231,400	
ゼンショー	400	485	194,000	
ハピネット	100	1,164	116,400	
トーメンエレクトロニクス	200	999	199,800	
ガリバーインターナショナル	100	1,446	144,600	
ポプラ	800	475	380,000	
ユナイテッドアローズ	200	795	159,000	
島津製作所	1,000	684	684,000	
東京精密	100	748	74,800	
ニコン	1,000	1,039	1,039,000	
トプコン	200	357	71,400	
オリンパス	1,000	1,652	1,652,000	
大日本スクリーン	1,000	158	158,000	
ＨＯＹＡ	1,200	1,321	1,585,200	
キヤノン	3,200	2,805	8,976,000	
リ　コ　ー	2,000	939	1,878,000	
シチズンホールディングス	800	461	368,800	
バンダイナムコＨＬＤＧＳ	600	867	520,200	
トッパン・フォームズ	200	1,172	234,400	
アーク	900	166	149,400	
凸版印刷	2,000	701	1,402,000	
大日本印刷	2,000	1,020	2,040,000	
日本写真印刷	100	4,850	485,000	
アシックス	1,000	560	560,000	
ヤマハ	400	811	324,400	
パラマウントベッド	200	1,244	248,800	
リンテック	100	1,124	112,400	

任　天　堂	300	29,310	8,793,000	
コ　ク　ヨ	300	653	195,900	
ニ　フ　コ	300	1,208	362,400	
ダイワ精工	2,000	138	276,000	
サンウエーブ	2,000	134	268,000	
ＭＵＴＯＨホールディングス	1,000	237	237,000	
伊　藤　忠	4,000	451	1,804,000	
丸　紅	4,000	313	1,252,000	
ム　ト　ウ	1,100	514	565,400	
長瀬産業	1,000	805	805,000	
豊田通商	600	876	525,600	
フアミリーマート	200	4,350	870,000	
三井物産	4,000	773	3,092,000	
東京エレクトロン	400	2,755	1,102,000	
日立ハイテクノロジーズ	200	1,516	303,200	
住友商事	3,100	780	2,418,000	
日本ユニシス	100	917	91,700	
三菱商事	3,900	1,118	4,360,200	
キヤノンマーケティングＪＰＮ	300	1,412	423,600	
岩谷産業	2,000	192	384,000	
明和産業	2,400	121	290,400	
ユニ・チヤーム	200	6,930	1,386,000	
デサント	1,000	411	411,000	
東邦薬品	200	923	184,600	
サンゲツ	200	2,075	415,000	
伊藤忠エネクス	700	483	338,100	
サンリオ	300	741	222,300	
アデランスホールディングス	100	808	80,800	
島　忠	100	2,515	251,500	
ＭＲ　ＭＡＸ	600	382	229,200	
コメリ	100	2,385	238,500	
青山商事	200	1,285	257,000	
しまむら	100	7,950	795,000	
高　島　屋	1,000	721	721,000	
丸井グループ	800	551	440,800	
クレディセゾン	500	1,077	538,500	
オーエムシーカード	800	137	109,600	
ダイエー	450	422	189,900	
イオン	2,000	879	1,758,000	
ユ　ニ　ー	1,000	837	837,000	
イ　ズ　ミ	200	1,388	277,600	
東武ストア	2,000	345	690,000	
ゼビオ	100	2,000	200,000	
新生銀行	5,000	141	705,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	31,000	511	15,841,000	
りそなホールディングス	17	114,000	1,938,000	
中央三井トラストＨＤ	3,000	310	930,000	
三井住友フィナンシャルＧ	22	314,000	6,908,000	
第四銀行	1,000	410	410,000	
西日本シティ銀行	2,000	192	384,000	
札幌北洋ホール	1	388,000	388,000	
千葉銀行	2,000	462	924,000	
横浜銀行	3,000	449	1,347,000	
常陽銀行	3,000	434	1,302,000	
群馬銀行	2,000	546	1,092,000	

武蔵野銀行	100	2,940	294,000	
千葉興業銀行	200	1,077	215,400	
東京都民銀行	200	1,011	202,200	
七十七銀行	1,000	446	446,000	
青森銀行	1,000	390	390,000	
岩手銀行	100	5,630	563,000	
ふくおかフィナンシャルＧ	2,000	306	612,000	
静岡銀行	2,000	910	1,820,000	
十六銀行	1,000	372	372,000	
スルガ銀行	1,000	956	956,000	
八十二銀行	1,000	470	470,000	
山梨中央銀行	1,000	533	533,000	
滋賀銀行	1,000	526	526,000	
南都銀行	1,000	513	513,000	
百五銀行	1,000	594	594,000	
京都銀行	1,000	955	955,000	
ほくほくフィナンシャルＧ	3,000	193	579,000	
広島銀行	1,000	329	329,000	
中国銀行	1,000	1,317	1,317,000	
伊予銀行	1,000	1,117	1,117,000	
百十四銀行	1,000	501	501,000	
鹿児島銀行	1,000	726	726,000	
肥後銀行	1,000	593	593,000	
十八銀行	1,000	265	265,000	
住友信託	5,000	387	1,935,000	
みずほ信託銀行	6,000	103	618,000	
みずほフィナンシャルＧ	32	212,500	6,800,000	
紀陽ホールディングス	1,000	149	149,000	
ＳＢＩホールディングス	40	13,340	533,600	
アイフル	400	290	116,000	
名古屋銀行	1,000	570	570,000	
みなと銀行	1,000	114	114,000	
京葉銀行	1,000	459	459,000	
関西アーバン銀行	1,000	134	134,000	
武富士	380	664	252,320	
イオン　クレジットサービス	300	952	285,600	
ア　コ　ム	220	3,600	792,000	
プロミス	250	1,898	474,500	
日立キャピタル	300	853	255,900	
オリックス	260	7,190	1,869,400	
三菱ＵＦＪリース	200	1,851	370,200	
ジャフコ	100	2,465	246,500	
ＳＦＣＧ	50	1,226	61,300	
大和証券Ｇ本社	3,000	440	1,320,000	
野村ホールディングス	5,400	749	4,044,600	
新光証券	2,000	194	388,000	
みずほインベスタズ証	2,000	70	140,000	
丸三証券	500	440	220,000	
東洋証券	1,000	164	164,000	
東海東京証券	1,000	215	215,000	
松井証券	500	645	322,500	
カブドットコム証券	2	104,200	208,400	
三井住友海上ＨＤ	1,200	2,435	2,922,000	
ＳＯＮＹ　ＦＨ	2	262,900	525,800	
日本興亜損害保険	2,000	572	1,144,000	

損害保険ジャパン	3,000	679	2,037,000	
ニッセイ同和損害保険	1,000	495	495,000	
あいおい損害保険	2,000	376	752,000	
富士火災	1,000	168	168,000	
東京海上ＨＤ	2,200	2,620	5,764,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	650	3,470	2,255,500	
三井不動産	2,000	1,244	2,488,000	
三菱地所	4,000	1,236	4,944,000	
東京建物	1,000	255	255,000	
ダイビル	300	648	194,400	
東急不動産	1,000	212	212,000	
住友不動産	1,000	1,170	1,170,000	
藤和不動産	2,500	60	150,000	
大京	1,000	71	71,000	
レオパレス２１	400	764	305,600	
住友不動産販売	60	2,105	126,300	
ゴールドクレスト	90	1,549	139,410	
イオンモール	300	1,705	511,500	
エヌ・ティ・ティ都市開発	5	78,500	392,500	
東武鉄道	2,000	521	1,042,000	
相模鉄道	2,000	401	802,000	
東京急行	3,000	375	1,125,000	
京浜急行	1,000	766	766,000	
小田急電鉄	2,000	740	1,480,000	
京王電鉄	2,000	512	1,024,000	
京成電鉄	1,000	471	471,000	
東日本旅客鉄道	10	754,000	7,540,000	
西日本旅客鉄道	5	431,000	2,155,000	
東海旅客鉄道	5	865,000	4,325,000	
西日本鉄道	1,000	363	363,000	
近畿鉄道	5,000	383	1,915,000	
阪急阪神ＨＬＤＧＳ	3,000	471	1,413,000	
南海電鉄	1,000	434	434,000	
京阪電鉄	1,000	450	450,000	
名古屋鉄道	2,000	298	596,000	
日本通運	3,000	402	1,206,000	
ヤマトホールディングス	1,000	1,157	1,157,000	
山　九	1,000	320	320,000	
セイノーホールディングス	1,000	455	455,000	
日本郵船	3,000	457	1,371,000	
商船三井	3,000	472	1,416,000	
川崎汽船	1,000	356	356,000	
飯野海運	500	425	212,500	
全日本空輸	5,000	352	1,760,000	
日本航空	7,000	218	1,526,000	
住友倉庫	1,000	434	434,000	
上　組	1,000	729	729,000	
東京放送	400	1,470	588,000	
日本テレビ放送網	60	9,920	595,200	
テレビ朝日	2	121,600	243,200	
スカパーＪＳＡＴＨＤ	6	36,100	216,600	
イー・アクセス	6	48,550	291,300	
日本電信電話	25	431,000	10,775,000	
ＫＤＤＩ	8	599,000	4,792,000	
光通信	100	1,529	152,900	

エヌ・ティ・ティ・ドコモ	54	160,100	8,645,400	
東京電力	3,400	2,950	10,030,000	
中部電力	1,800	2,675	4,815,000	
関西電力	2,300	2,560	5,888,000	
中国電力	800	2,420	1,936,000	
北陸電力	600	2,560	1,536,000	
東北電力	1,300	2,410	3,133,000	
四国電力	600	3,010	1,806,000	
九州電力	1,200	2,380	2,856,000	
北海道電力	500	2,330	1,165,000	
沖縄電力	100	6,050	605,000	
電源開発	400	3,420	1,368,000	
東京瓦斯	7,000	451	3,157,000	
大阪瓦斯	6,000	373	2,238,000	
東邦瓦斯	2,000	597	1,194,000	
西部瓦斯	2,000	242	484,000	
東　宝	500	1,873	936,500	
ＮＴＴデータ	4	367,000	1,468,000	
光　栄	100	882	88,200	
東京都競馬	1,000	136	136,000	
東京ドーム	1,000	294	294,000	
スクウェア・エニックス・ＨＤ	200	2,485	497,000	
日立ソフトウェア	100	1,510	151,000	
トランス・コスモス	100	658	65,800	
住商情報システム	100	1,583	158,300	
藤田観光	1,000	600	600,000	
セコム	500	4,430	2,215,000	
ＣＳＫホールディングス	200	664	132,800	
日立情報	100	1,913	191,300	
アサツー　ディ・ケイ	100	2,190	219,000	
コナミ	300	2,075	622,500	
ベネッセコーポレーション	200	3,850	770,000	
イオンディライト	200	2,535	507,000	
ヤマダ電機	240	5,930	1,423,200	
オートバックスセブン	100	2,220	222,000	
ニ　ト　リ	100	6,700	670,000	
日商エレクトロニクス	500	528	264,000	
富士エレクトロニクス	300	660	198,000	
イマージュホールディングス	600	384	230,400	
ミスミグループ本社	200	1,445	289,000	
ファーストリテイリング	100	10,230	1,023,000	
ソフトバンク	2,200	1,112	2,446,400	
スズケン	200	2,185	437,000	
サンドラッグ	200	2,295	459,000	
や　ま　や	600	444	266,400	
合計	743,825		581,036,480	

（注）　※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車　　1,500株

(2)　株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

次へ

２２５ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

２２５ファンド

次へ

(1) 貸借対照表

		第10期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第11期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		353,125,641	69,159,686
株式		366,150,850	408,482,000
派生商品評価勘定		—	616,787
未収配当金		1,974,710	3,914,620
前払金		13,200,000	18,340,000
差入委託証拠金		14,400,000	10,800,000
流動資産合計		748,851,201	511,313,093
資産合計		748,851,201	511,313,093
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		16,202,838	19,445,938
未払解約金		143,146	199,195
未払受託者報酬		348,540	276,643
未払委託者報酬		3,660,235	2,904,959
その他未払費用		21,832	17,199
流動負債合計		20,376,591	22,843,934
負債合計		20,376,591	22,843,934
純資産の部			
元本等			
元本	※1	845,048,749	1,022,898,159
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△116,574,139	△534,429,000
（分配準備積立金）		114,873,851	110,218,593
元本等合計		728,474,610	488,469,159
純資産合計		728,474,610	488,469,159
負債純資産合計		748,851,201	511,313,093

次へ

(2) 損益及び剰余金計算書

	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	8,433,910	10,274,062
受取利息	930,301	759,140
有価証券売買等損益	44,221,965	△302,186,550
派生商品取引等損益	△53,093,739	△58,224,387
その他収益	8,819	7,439
営業収益合計	501,256	△349,370,296
営業費用		
受託者報酬	738,435	571,383
委託者報酬	7,754,544	6,000,173
その他費用	45,978	35,533
営業費用合計	8,538,957	6,607,089
営業損失（△）	△8,037,701	△355,977,385
経常損失（△）	△8,037,701	△355,977,385
当期純損失（△）	△8,037,701	△355,977,385
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	27,334,823	△11,609,679
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△108,164,231	△116,574,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,664,786	11,024,428
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,664,786	11,024,428
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,702,170	84,511,583
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,702,170	84,511,583
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△116,574,139	△534,429,000

次へ

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （会計方針の変更） 従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。 この変更により、営業損失金額、経常損失金額及び当期純損失金額は197,471円減少しております。	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	―――――――

（貸借対照表に関する注記）

区 分		第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1．※1	期首元本額	1,059,403,943円	845,048,749円
	期中追加設定元本額	92,227,541円	251,496,209円
	期中一部解約元本額	306,582,735円	73,646,799円
2．	計算期間末日における受益権の総数	845,048,749口	1,022,898,159口

3. ※2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は116,574,139円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は534,429,000円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分		第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
※1	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（55,677円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（105,606,364円）及び分配準備積立金（114,818,174円）より分配対象額は220,480,215円（1万口当り2,609.08円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,237,397円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（161,650,347円）及び分配準備積立金（105,981,196円）より分配対象額は271,868,940円（1万口当たり2,657.83円）でありますが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第10期 平成19年11月19日現在		第11期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	366,150,850	△16,326,594	408,482,000	△300,963,550
合計	366,150,850	△16,326,594	408,482,000	△300,963,550

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ　取引の状況に関する事項

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

株式関連

	第10期 平成19年11月19日 現在	第11期 平成20年11月19日 現在

種 類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	377,760,000	－	361,680,000	△16,080,000	93,220,000	－	74,430,000	△18,790,000
合計	377,760,000	－	361,680,000	△16,080,000	93,220,000	－	74,430,000	△18,790,000

（注） 1． 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2． 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3． 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4． 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8621円 (8,621円)	0.4775円 (4,775円)

(4) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)　株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
日本水産	2,000	233	466,000	
国際石油開発帝石	2	493,000	986,000	
コムシスホールディングス	2,000	863	1,726,000	
大成建設	2,000	203	406,000	
大　林　組	2,000	529	1,058,000	
清水建設	2,000	485	970,000	
鹿島建設	2,000	273	546,000	
大和ハウス	2,000	791	1,582,000	
積水ハウス	2,000	793	1,586,000	
日　揮	2,000	1,076	2,152,000	
日清製粉Ｇ本社	2,000	1,095	2,190,000	
明治製菓	2,000	417	834,000	
明治乳業	2,000	483	966,000	
日本ハム	2,000	1,256	2,512,000	
サッポロホールディングス	2,000	517	1,034,000	
アサヒビール	2,000	1,702	3,404,000	
キリンＨＤ	2,000	1,064	2,128,000	
宝ホールディングス	2,000	564	1,128,000	
双日	200	141	28,200	
キッコーマン	2,000	946	1,892,000	
味　の　素	2,000	978	1,956,000	
ニチレイ	2,000	427	854,000	
日本たばこ産業	10	300,000	3,000,000	
Ｊ．　フロント　リテイリング	2,000	358	716,000	
三越伊勢丹ＨＤ	2,000	759	1,518,000	
東洋紡績	2,000	135	270,000	
ユニチカ	2,000	63	126,000	
日清紡績	2,000	571	1,142,000	
日東紡績	2,000	167	334,000	
セブン＆アイ・ＨＬＤＧＳ	2,000	2,895	5,790,000	
帝　人	2,000	256	512,000	
東　レ	2,000	442	884,000	
三菱レイヨン	2,000	236	472,000	
ク　ラ　レ	2,000	701	1,402,000	
旭　化　成	2,000	389	778,000	

ＳＵＭＣＯ	200	1,012	202,400	
王子製紙	2,000	444	888,000	
三菱製紙	2,000	158	316,000	
北越製紙	2,000	419	838,000	
日本製紙Ｇ本社	2	313,000	626,000	
昭和電工	2,000	118	236,000	
住友化学	2,000	279	558,000	
日産化学	2,000	787	1,574,000	
日本曹達	2,000	273	546,000	
東ソー	2,000	173	346,000	
電気化学	2,000	219	438,000	
信越化学	2,000	4,220	8,440,000	
協和発酵キリン	2,000	855	1,710,000	
三井化学	2,000	324	648,000	
三菱ケミカルＨＬＤＧＳ	1,000	369	369,000	
宇部興産	2,000	178	356,000	
日本化薬	2,000	462	924,000	
電通	20	166,900	3,338,000	
花　王	2,000	2,815	5,630,000	
武田薬品	2,000	4,670	9,340,000	
アステラス製薬	2,000	4,040	8,080,000	
大日本住友製薬	2,000	836	1,672,000	
塩野義製薬	2,000	2,210	4,420,000	
中外製薬	2,000	1,538	3,076,000	
エーザイ	2,000	3,390	6,780,000	
テ　ル　モ	2,000	4,090	8,180,000	
第一三共	2,000	1,908	3,816,000	
ヤフー	8	32,550	260,400	
トレンドマイクロ	2,000	2,580	5,160,000	
富士フイルムＨＬＤＧＳ	2,000	2,275	4,550,000	
コニカミノルタＨＬＤＧＳ	2,000	626	1,252,000	
資　生　堂	2,000	1,865	3,730,000	
新日本石油	2,000	355	710,000	
昭和シエル石油	2,000	775	1,550,000	
新日鉱ホールディングス	2,000	247	494,000	
横浜ゴム	2,000	482	964,000	
ブリヂストン	2,000	1,732	3,464,000	
旭　硝　子	2,000	503	1,006,000	

日本板硝子	2,000	277	554,000	
住友大阪セメント	2,000	142	284,000	
太平洋セメント	2,000	101	202,000	
東海カーボン	2,000	388	776,000	
ＴＯＴＯ	2,000	594	1,188,000	
日本碍子	2,000	1,032	2,064,000	
新日本製鐵	2,000	271	542,000	
住友金属工業	2,000	221	442,000	
神戸製鋼所	2,000	152	304,000	
ＪＦＥホールディングス	200	2,135	427,000	
大平洋金属	2,000	402	804,000	
日本製鋼所	2,000	896	1,792,000	
日本軽金属	2,000	93	186,000	
三井金属	2,000	164	328,000	
東邦亜鉛	2,000	175	350,000	
三菱マテリアル	2,000	190	380,000	
住友鉱山	2,000	631	1,262,000	
ＤＯＷＡホールディングス	2,000	274	548,000	
古河機金	2,000	88	176,000	
古河電工	2,000	350	700,000	
住友電工	2,000	738	1,476,000	
フジクラ	2,000	268	536,000	
東洋製罐	2,000	1,193	2,386,000	
オークマ	2,000	367	734,000	
小松製作所	2,000	1,054	2,108,000	
住友重機械	2,000	338	676,000	
日立建機	2,000	969	1,938,000	
クボタ	2,000	511	1,022,000	
荏原製作所	2,000	178	356,000	
千代田化工建	2,000	425	850,000	
ダイキン工業	2,000	2,305	4,610,000	
日本精工	2,000	354	708,000	
Ｎ　Ｔ　Ｎ	2,000	283	566,000	
ジェイテクト	2,000	745	1,490,000	
ミネベア	2,000	277	554,000	
日　立	2,000	447	894,000	
東　芝	2,000	328	656,000	
三菱電機	2,000	497	994,000	

富士電機ＨＬＤＧＳ	2,000	122	244,000	
明　電　舎	2,000	148	296,000	
ジーエス・ユアサ　コーポ	2,000	369	738,000	
日本電気	2,000	270	540,000	
富　士　通	2,000	441	882,000	
沖　電　気	2,000	69	138,000	
パナソニック	2,000	1,462	2,924,000	
シャープ	2,000	645	1,290,000	
ソ　ニ　ー	2,000	1,950	3,900,000	
Ｔ　Ｄ　Ｋ	2,000	3,130	6,260,000	
三洋電機	2,000	168	336,000	
ミツミ電機	2,000	1,136	2,272,000	
アルプス電気	2,000	444	888,000	
パイオニア	2,000	241	482,000	
クラリオン	2,000	67	134,000	
横河電機	2,000	464	928,000	
アドバンテスト	4,000	1,170	4,680,000	
デンソー	2,000	1,516	3,032,000	
カ　シ　オ	2,000	522	1,044,000	
ファナック	2,000	5,410	10,820,000	
京　セ　ラ	2,000	4,940	9,880,000	
太陽誘電	2,000	460	920,000	
パナソニック電工	2,000	869	1,738,000	
三井造船	2,000	125	250,000	
日立造船	2,000	80	160,000	
三菱重工業	2,000	348	696,000	
川崎重工業	2,000	187	374,000	
ＩＨＩ	2,000	116	232,000	
日産自動車	2,000	346	692,000	
いすゞ自動車	2,000	148	296,000	
トヨタ自動車	2,000	3,050	6,100,000	
日野自動車	2,000	205	410,000	
三菱自動車工業	2,000	142	284,000	
マ　ツ　ダ	2,000	182	364,000	
本田技研	4,000	2,045	8,180,000	
スズキ	2,000	1,275	2,550,000	
富士重工業	2,000	294	588,000	
ニコン	2,000	1,039	2,078,000	

オリンパス	2,000	1,652	3,304,000	
キヤノン	3,000	2,805	8,415,000	
リ　コ　ー	2,000	939	1,878,000	
シチズンホールディングス	2,000	461	922,000	
凸版印刷	2,000	701	1,402,000	
大日本印刷	2,000	1,020	2,040,000	
ヤマハ	2,000	811	1,622,000	
伊　藤　忠	2,000	451	902,000	
丸　紅	2,000	313	626,000	
豊田通商	2,000	876	1,752,000	
三井物産	2,000	773	1,546,000	
東京エレクトロン	2,000	2,755	5,510,000	
住友商事	2,000	780	1,560,000	
三菱商事	2,000	1,118	2,236,000	
高　島　屋	2,000	721	1,442,000	
丸井グループ	2,000	551	1,102,000	
クレディセゾン	2,000	1,077	2,154,000	
イオン	2,000	879	1,758,000	
ユ　ニ　ー	2,000	837	1,674,000	
新生銀行	2,000	141	282,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	2,000	511	1,022,000	
りそなホールディングス	2	114,000	228,000	
中央三井トラストＨＤ	2,000	310	620,000	
三井住友フィナンシャルＧ	2	314,000	628,000	
千葉銀行	2,000	462	924,000	
横浜銀行	2,000	449	898,000	
ふくおかフィナンシャルＧ	2,000	306	612,000	
静岡銀行	2,000	910	1,820,000	
住友信託	2,000	387	774,000	
みずほ信託銀行	2,000	103	206,000	
みずほフィナンシャルＧ	2	212,500	425,000	
大和証券Ｇ本社	2,000	440	880,000	
野村ホールディングス	2,000	749	1,498,000	
新光証券	2,000	194	388,000	
松井証券	2,000	645	1,290,000	
三井住友海上ＨＤ	600	2,435	1,461,000	
損害保険ジャパン	2,000	679	1,358,000	
東京海上ＨＤ	1,000	2,620	2,620,000	

Ｔ＆Ｄホールディングス	200	3,470	694,000	
三井不動産	2,000	1,244	2,488,000	
三菱地所	2,000	1,236	2,472,000	
平和不動産	2,000	202	404,000	
東急不動産	2,000	212	424,000	
住友不動産	2,000	1,170	2,340,000	
東武鉄道	2,000	521	1,042,000	
東京急行	2,000	375	750,000	
小田急電鉄	2,000	740	1,480,000	
京王電鉄	2,000	512	1,024,000	
京成電鉄	2,000	471	942,000	
東日本旅客鉄道	2	754,000	1,508,000	
西日本旅客鉄道	2	431,000	862,000	
日本通運	2,000	402	804,000	
ヤマトホールディングス	2,000	1,157	2,314,000	
日本郵船	2,000	457	914,000	
商船三井	2,000	472	944,000	
川崎汽船	2,000	356	712,000	
全日本空輸	2,000	352	704,000	
日本航空	2,000	218	436,000	
三菱倉庫	2,000	917	1,834,000	
スカパーＪＳＡＴＨＤ	2	36,100	72,200	
日本電信電話	2	431,000	862,000	
ＫＤＤＩ	20	599,000	11,980,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2	160,100	320,200	
東京電力	200	2,950	590,000	
中部電力	200	2,675	535,000	
関西電力	200	2,560	512,000	
東京瓦斯	2,000	451	902,000	
大阪瓦斯	2,000	373	746,000	
東　宝	200	1,873	374,600	
ＮＴＴデータ	20	367,000	7,340,000	
東京ドーム	2,000	294	588,000	
セコム	2,000	4,430	8,860,000	
ＣＳＫホールディングス	2,000	664	1,328,000	
コナミ	2,000	2,075	4,150,000	
ファーストリテイリング	2,000	10,230	20,460,000	
ソフトバンク	6,000	1,112	6,672,000	

合計	411,298		408,482,000	

(2)　株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

次へ

北米エクイティファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

北米エクイティファンド

次へ

(1) 貸借対照表

		第10期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第11期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		10,666,798	9,145,438
コール・ローン		21,424,837	8,385,141
株式		453,523,869	246,025,778
未収配当金		806,128	576,010
流動資産合計		486,421,632	264,132,367
資産合計		486,421,632	264,132,367
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		7,580,778	―
未払解約金		141,073	―
未払受託者報酬		273,204	200,233
未払委託者報酬		3,880,121	2,844,024
その他未払費用		13,644	9,921
流動負債合計		11,888,820	3,054,178
負債合計		11,888,820	3,054,178
純資産の部			
元本等			
元本	※1	406,262,265	411,111,509
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	68,270,547	△150,033,320
（分配準備積立金）		60,125,984	56,961,333
元本等合計		474,532,812	261,078,189
純資産合計		474,532,812	261,078,189
負債純資産合計		486,421,632	264,132,367

次へ

(2) 損益及び剰余金計算書

	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	7,540,932	6,251,399
受取利息	31,712	38,831
有価証券売買等損益	39,384,974	△150,777,093
為替差損益	△22,924,539	△65,768,799
その他収益	89,036	137,924
営業収益合計	24,122,115	△210,117,738
営業費用		
受託者報酬	534,934	428,930
委託者報酬	7,597,238	6,092,063
その他費用 ※1	1,118,134	737,653
営業費用合計	9,250,306	7,258,646
営業利益又は営業損失（△）	14,871,809	△217,376,384
経常利益又は経常損失（△）	14,871,809	△217,376,384
当期純利益又は当期純損失（△）	14,871,809	△217,376,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,755,670	△4,154,043
期首剰余金又は期首欠損金（△）	64,112,294	68,270,547
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,610,942	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,610,942	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,988,050	5,081,526
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,988,050	3,618,665
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,462,861
分配金 ※2	7,580,778	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	68,270,547	△150,033,320

次へ

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	同左
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左
	(2)計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	―――――――

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1．※1　期首元本額	417,047,973円	406,262,265円

	期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	46,399,407円 57,185,115円	26,823,343円 21,974,099円
2.	計算期間末日における受益権の総数	406,262,265口	411,111,509口
3. ※2	元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は150,033,320円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分		第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. ※1	その他費用	海外カストディアンに対するカストディフィー及び信託財産にかかる監査報酬であります。	同左
2. ※2	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,909,167円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（6,206,972円）、投資信託約款に規定される収益調整金（19,688,998円）及び分配準備積立金（57,590,623円）より分配対象額は87,395,760円（1万口当り2,151.22円）であり、うち7,580,778円（1万口当り186.60円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（23,807,281円）及び分配準備積立金（56,961,333円）より分配対象額は80,768,614円（1万口当たり1,964.64円）でありますが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第10期 平成19年11月19日現在		第11期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	453,523,869	47,944,138	246,025,778	△81,952,658
合計	453,523,869	47,944,138	246,025,778	△81,952,658

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ　取引の状況に関する事項

区 分	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1.　取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.　取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3.　取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4.　取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左

5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第10期 平成19年11月19日現在	第11期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1680円 (11,680円)	0.6351円 (6,351円)

(4) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

通 貨	銘 柄	株 式 数	評価額		備考
			単 価	金 額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	FIRST SOLAR INC	200	110.560	22,112.000	
	ABBOTT LABS	1,000	56.570	56,570.000	
	SHAW GROUP INC	700	13.170	9,219.000	
	DEVON ENERGY CORPORATION	400	70.950	28,380.000	
	BECTON DICKINSON & CO	780	66.030	51,503.400	
	BURLINGTON NORTHERN SANTA	400	77.530	31,012.000	

VERIZON COMMUNICATIONS	2,000	28.500	57,000.000	
JPMORGAN CHASE & CO	1,890	32.140	60,744.600	
CISCO SYSTEMS	3,400	16.450	55,930.000	
DU PONT	600	26.920	16,152.000	
DOMINION RESOURCES INC/VA	1,100	36.080	39,688.000	
NASDAQ STOCK MARKET INC	800	19.650	15,720.000	
PROGRESS ENERGY INC	1,000	38.760	38,760.000	
COCA COLA CO	600	43.490	26,094.000	
EXXON MOBIL CORP	1,900	76.330	145,027.000	
US BANCORP	1,700	25.730	43,741.000	
GENERAL ELECTRIC CO	2,200	16.060	35,332.000	
GOOGLE INC-CL A	100	297.420	29,742.000	
GENERAL MILLS INC	400	65.330	26,132.000	
HALLIBURTON CO	1,200	17.660	21,192.000	
HEWLETT-PACKARD CO	1,200	33.590	40,308.000	
INT'L BUSINESS MACHINES	900	80.080	72,072.000	
ITT CORP	400	40.840	16,336.000	
JOHNSON & JOHNSON	1,340	60.890	81,592.600	
ELI LILLY & CO	590	33.340	19,670.600	
MCDONALD'S CORP	1,100	56.510	62,161.000	
MONSANTO CO	420	74.810	31,420.200	
MERCK & CO INC	1,000	26.130	26,130.000	
NIKE INC -CL B	1,000	46.640	46,640.000	
PHILIP MORRIS INTERNATION	1,000	38.550	38,550.000	
OCCIDENTAL PETROLEUM	600	48.630	29,178.000	
ALTRIA GROUP INC	2,200	16.960	37,312.000	
PFIZER INC	2,600	16.290	42,354.000	
PROCTER & GAMBLE CO	1,500	64.250	96,375.000	
CONOCOPHILLIPS	344	49.890	17,162.160	
PEPSICO INC	900	53.140	47,826.000	
QUALCOMM INC	900	31.810	28,629.000	
CHEVRON CORP	1,000	73.400	73,400.000	
SOUTHERN CO	1,300	35.000	45,500.000	
TRAVELERS COS INC	1,000	41.390	41,390.000	
AT&T INC	3,100	26.570	82,367.000	
UNITED TECHNOLOGIES	780	49.230	38,399.400	
THE WALT DISNEY CO.	2,200	20.670	45,474.000	
WELLS FARGO & CO	2,300	27.200	62,560.000	

	WAL-MART STORES	800	52.720	42,176.000	
	WEATHERFORD INTERNATIONAL	1,700	12.470	21,199.000	
	PITNEY BOWES INC	1,200	23.930	28,716.000	
	NEWS CORP INC-CL A	2,000	6.700	13,400.000	
	ORACLE CORPORATION	2,900	17.020	49,358.000	
	BANK OF AMERICA CORP	2,000	15.190	30,380.000	
	CELGENE CORP	600	57.570	34,542.000	
	GILEAD SCIENCES INC	700	45.220	31,654.000	
	STATE STREET CORP	700	35.760	25,032.000	
	BAXTER INTL INC	800	57.300	45,840.000	
	INTEL CORP	1,600	13.110	20,976.000	
	DUKE ENERGY CORP	2,200	15.680	34,496.000	
	MICROSOFT CORP	3,600	19.620	70,632.000	
	CVS CAREMARK CORP	800	28.820	23,056.000	
	MEDTRONIC INC	800	31.600	25,280.000	
	PRAXAIR INC	400	57.530	23,012.000	
アメリカ・ドル 小計		株 74,844		アメリカ・ドル 2,452,606.960 (236,799,202)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	BANK OF NOVA SCOTIA	700	37.170	26,019.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	800	43.540	34,832.000	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	300	42.150	12,645.000	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	1,000	44.040	44,040.000	
カナダ・ドル 小計		株 2,800		カナダ・ドル 117,536.000 (9,226,576)	
合計		株 77,644		246,025,778 [246,025,778]	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式　60銘柄	100%	96.2%
カナダ・ドル	株式　4銘柄	100%	3.8%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

次へ

アジア・エクイティ・ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第9期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

アジア・エクイティ・ファンド

次へ

(1) 貸借対照表

	第8期 平成19年11月19日現在 金 額（円）	第9期 平成20年11月19日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	156,617,453	19,620,363
コール・ローン	39,182,301	18,751,371
株式	652,855,117	206,649,217
派生商品評価勘定	15,300	―
未収配当金	1,566,497	1,458,558
差入委託証拠金	16,717,839	10,818,225
流動資産合計	866,954,507	257,297,734
資産合計	866,954,507	257,297,734
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,607,797	6,106,237
未払収益分配金	113,606,996	―
未払解約金	919,215	16,815
未払受託者報酬	400,495	254,982
未払委託者報酬	5,687,524	3,621,528
その他未払費用	20,029	12,657
流動負債合計	123,242,056	10,012,219
負債合計	123,242,056	10,012,219
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	454,790,666	397,215,573
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	288,921,785	△149,930,058
（分配準備積立金）	46,960,576	36,336,281
元本等合計	743,712,451	247,285,515
純資産合計	743,712,451	247,285,515
負債純資産合計	866,954,507	257,297,734

次へ

(2) 損益及び剰余金計算書

	第8期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第9期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	17,610,175	14,670,374
受取利息	417,903	844,508
有価証券売買等損益	164,070,597	△233,471,020
派生商品取引等損益	3,645,826	△17,243,828
為替差損益	13,940,783	△204,456,140
その他収益	496,298	573,309
営業収益合計	200,181,582	△439,082,797
営業費用		
受託者報酬	689,041	614,457
委託者報酬	9,785,296	8,726,851
その他費用 ※1	1,779,229	1,028,066
営業費用合計	12,253,566	10,369,374
営業利益又は営業損失（△）	187,928,016	△449,452,171
経常利益又は経常損失（△）	187,928,016	△449,452,171
当期純利益又は当期純損失（△）	187,928,016	△449,452,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	46,810,546	△63,410,380
期首剰余金又は期首欠損金（△）	107,681,588	288,921,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	243,553,754	57,589,001
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	243,553,754	57,589,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	89,824,031	110,399,053
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	89,824,031	110,399,053
分配金 ※2	113,606,996	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	288,921,785	△149,930,058

次へ

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第8期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第9期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引	(1)先物取引 同左 (2)為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	同左	
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左	
4．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左	

	(2)計算期間末日の取扱い 平成18年11月19日が休日のため、前計算期間末日を平成18年11月20日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	―――――――

（貸借対照表に関する注記）

区 分		第8期 平成19年11月19日現在	第9期 平成20年11月19日現在
1. ※1	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	288,979,535円 366,643,720円 200,832,589円	454,790,666円 118,641,102円 176,216,195円
2.	計算期間末日における受益権の総数	454,790,666口	397,215,573口
3. ※2	元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は149,930,058円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分		第8期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第9期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. ※1	その他費用	海外カストディアンに対するカストディフィー及び信託財産にかかる監査報酬であります。	―――――――

2．　※2	分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,561,359円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（126,556,111円）、投資信託約款に規定される収益調整金（241,961,209円）及び分配準備積立金（19,450,102円）より分配対象額は402,528,781円（1万口当り8,850.86円）であり、うち113,606,996円（1万口当り2,498.01円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,449,199円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（87,403,716円）及び分配準備積立金（31,887,082円）より分配対象額は123,739,997円（1万口当たり3,115.18円）でありますが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第8期 平成19年11月19日現在		第9期 平成20年11月19日現在	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	652,855,117	132,213,381	206,649,217	△147,170,126
合計	652,855,117	132,213,381	206,649,217	△147,170,126

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ　取引の状況に関する事項

区　分	第8期 自　平成18年11月21日 至　平成19年11月19日	第9期 自　平成19年11月20日 至　平成20年11月19日
1．　取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。	同左

2．　取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3．　取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4．　取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5．　取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II　取引の時価等に関する事項

1．株式関連

種 類	第8期 平成19年11月19日 現在				第9期 平成20年11月19日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	83,748,980	－	81,141,183	△2,607,797	22,658,336	－	16,552,099	△6,106,237
合計	83,748,980	－	81,141,183	△2,607,797	22,658,336	－	16,552,099	△6,106,237

（注） 1． 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2． 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3． 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4． 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種 類	第8期 平成19年11月19日 現在				第9期 平成20年11月19日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	89,835,300	－	89,820,000	15,300	－	－	－	－
オーストラリア・ドル	89,835,300	－	89,820,000	15,300	－	－	－	－

合計	89,835,300	－	89,820,000	15,300	－	－	－	－

（注） 1．時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第9期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第8期 平成19年11月19日現在	第9期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6353円 (16,353円)	0.6225円 (6,225円)

(4) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

通 貨	銘 柄	株 式 数	評価額		備考
			単 価	金額	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP BILLITON LTD	12,900	31.2400	402,960.000	
	WOODSIDE PETROLEUM	2,000	34.9900	69,980.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	4,000	29.6050	118,420.000	
	WESTPAC BANKING	11,000	25.0550	275,605.000	
	SANTOS LIMITED	1,500	12.7250	19,087.500	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	7,700	23.4040	180,208.000	
	RIO TINTO LTD	900	82.2000	73,980.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	5,500	50.5500	277,975.000	
	ORICA LIMITED	3,687	14.0680	51,864.290	
	QBE INSURANCE	9,000	23.6550	212,895.000	
	WOOLWORTHS	9,000	26.2550	236,295.000	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	10,000	9.1000	91,000.000	
	TELSTRA CORPORATION	40,000	4.2080	168,320.000	
	COCHLEAR LIMITED	1,800	55.1080	99,194.400	
	SUNCORP-METWAY LIMITED	10,000	13.2020	132,020.000	
	JB HI-FI LTD	9,000	7.3550	66,195.000	
オーストラリア・ドル 小計		株		オーストラリア・ドル	
		137,987		1,962,075.290 (121,942,979)	

シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	6,000	599,400.000		
	SINGAPORE AIRLINES LTD	6,000	661,000.000		
	KEPPEL CORP	6,000	264,400.000		
	O.C.B.C.	15,000	714,750.000		
	SINGAPORE TELECOM	60,670	1,442,398.600		
	SINGAP. TECH ENGINEERING	40,000	852,640.000		
シンガポール・ドル 小計		株		シンガポール・ドル	
		133,670	453,644.600 (28,674,875)		
ニュージーランド・ドル		株	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	
	TELECOM CORP OF NZ	6,222	14,559.480		
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	20,000	33,400.000		
ニュージーランド・ドル 小計		株		ニュージーランド・ドル	
		26,222	47,959.480 (2,536,097)		

香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	CHEUNG KONG	16,000	1,041,600.000		
	CLP HOLDINGS LIMITED	9,000	463,500.000		
	HUTCHISON WHAMPOA	13,000	473,200.000		
	HK & CHINA GAS	20,000	260,000.000		
	HANG SENG BANK	5,300	458,450.000		
	HONG KONG EX & CL	3,000	168,000.000		
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	8,000	212,000.000		
	LI & FUNG LTD	14,600	201,480.000		
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	25,000	359,000.000		
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	5,000	142,500.000		
	BANK OF CHINA HONG KONG	26,000	204,880.000		
	ESPRIT HOLDINGS LTD	4,500	176,850.000		
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	20,000	126,000.000		
香港・ドル 小計		株 169,400	香港・ドル 4,293,360.000 (53,495,266)		
合計		株 467,279	206,649,217 [206,649,217]		

(2)　株式以外の有価証券
該当事項はありません。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリア・ドル	株式　16銘柄	100%	59.0%
シンガポール・ドル	株式　6銘柄	100%	13.9%
ニュージーランド・ドル	株式　2銘柄	100%	1.2%

香港・ドル	株式	13銘柄	100%	25.9%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

２ 【ファンドの現況】

日本エクイティファンド

【純資産額計算書】

平成20年12月30日

Ⅰ	資産総額	1,593,085,078円
Ⅱ	負債総額	13,596,341円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,579,488,737円
Ⅳ	発行済数量	2,722,504,628口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5802円

ＴＯＰＩＸファンド

純資産額計算書

平成20年12月30日

Ⅰ	資産総額	636,947,780円
Ⅱ	負債総額	1,835,558円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	635,112,222円
Ⅳ	発行済数量	956,031,162口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6643円

２２５ファンド

純資産額計算書

平成20年12月30日

Ⅰ	資産総額	526,397,948円
Ⅱ	負債総額	1,889,296円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	524,508,652円
Ⅳ	発行済数量	1,026,682,204口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5109円

北米エクイティファンド

純資産額計算書

平成20年12月30日

Ⅰ	資産総額	246,942,955円
Ⅱ	負債総額	445,275円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	246,497,680円
Ⅳ	発行済数量	411,845,116口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5985円

アジア・エクイティ・ファンド

純資産額計算書

平成20年12月30日

Ⅰ	資産総額	255,954,624円
Ⅱ	負債総額	448,402円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	255,506,222円
Ⅳ	発行済数量	392,998,083口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6501円

第５ 【設定及び解約の実績】

日本エクイティファンド

	設定数量（口）	解約数量（口）
第2計算期間	7,125,888,002	4,798,858,521
第3計算期間	22,255,680,187	13,122,228,623
第4計算期間	747,824,654	2,982,043,399
第5計算期間	245,142,745	1,995,368,551
第6計算期間	214,260,314	2,229,376,506
第7計算期間	464,785,270	1,328,577,431
第8計算期間	229,686,285	1,249,234,613
第9計算期間	540,066,593	1,017,823,953
第10計算期間	136,947,160	844,677,222
第11計算期間	41,432,311	230,079,295

ＴＯＰＩＸファンド

	設定数量（口）	解約数量（口）
第2計算期間	816,894,566	685,660,945
第3計算期間	414,065,064	210,141,478
第4計算期間	386,385,620	151,493,812
第5計算期間	205,661,646	116,026,704
第6計算期間	149,642,634	249,390,026
第7計算期間	57,694,419	139,582,983
第8計算期間	70,382,433	250,625,621
第9計算期間	104,209,650	138,921,686
第10計算期間	36,849,875	101,516,076
第11計算期間	82,396,769	53,701,869

２２５ファンド

	設定数量（口）	解約数量（口）
第2計算期間	1,875,459,212	2,109,998,075
第3計算期間	1,017,987,237	668,421,957
第4計算期間	1,668,529,574	665,454,561
第5計算期間	552,005,730	560,269,694
第6計算期間	536,431,569	740,214,158
第7計算期間	156,732,746	460,568,051
第8計算期間	84,830,020	389,483,444
第9計算期間	120,467,053	305,337,878
第10計算期間	92,227,541	306,582,735
第11計算期間	251,496,209	73,646,799

北米エクイティファンド

	設定数量（口）	解約数量（口）
第2計算期間	119,525,336	106,917,053
第3計算期間	77,404,394	83,203,028
第4計算期間	81,639,013	43,232,715
第5計算期間	180,253,086	104,636,987
第6計算期間	98,502,481	143,350,822
第7計算期間	35,838,680	44,743,847
第8計算期間	44,558,381	70,295,773
第9計算期間	71,111,709	44,767,721
第10計算期間	46,399,407	57,185,115
第11計算期間	26,823,343	21,974,099

アジア・エクイティ・ファンド

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	88,079,462	14,038,705
第2計算期間	37,590,914	25,983,091
第3計算期間	68,627,723	244,027,369
第4計算期間	43,534,829	95,900,082
第5計算期間	84,825,792	156,377,165
第6計算期間	149,277,180	113,028,449
第7計算期間	208,697,713	242,299,217
第8計算期間	366,643,720	200,832,589
第9計算期間	118,641,102	176,216,195

（注）当初設定数量は500,000,000口です。

第三部 【特別情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

平成20年12月末日現在、資本金の額は151億7,427万2,500円です。なお、発行可能株式総数は799万9,980株であり、260万8,525株を発行済みです。

ｂ．委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．運用会議

ＣＩＯが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受

けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（公募）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	13	43,869
追加型株式投資信託	257	4,710,282
株式投資信託　合計	270	4,754,151
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,010,156
公社債投資信託 合計	17	3,010,156
総合計	287	7,764,307

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、第48期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第49期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、第48期事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第50期事業年度に係る中間会計期間（平成20年４月１日から平成20年９月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)　【貸借対照表】

		第48期 （平成19年３月31日現在）			第49期 （平成20年３月31日現在）		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）							
流動資産							
現金			797			915	
預金			3,286,544			3,397,966	
有価証券			29,144,223			32,206,041	
支払委託金			2,039,370			－	
収益分配金		757,956			－		
償還金		1,281,413			－		
前払金			30			3,357	
前払費用			79,358			96,205	
未収入金			38,983			75,494	
未収委託者報酬			9,621,508			8,899,037	
未収収益			56,871			136,888	
貯蔵品			146,207			83,453	
繰延税金資産			731,054			779,955	
デリバティブ資産			－			1,172,830	
その他	※１		11,654			30,104	
流動資産計			45,156,603	76.3		46,882,252	79.0
固定資産							
有形固定資産	※２		1,824,086	3.1		1,618,595	2.7
建物		499,267			388,414		

器具備品		907,818			1,229,446		
土地		417,000			―		
建設仮勘定		―			735		
無形固定資産	※3		1,404,601	2.4		1,989,254	3.3
ソフトウェア		1,191,767			1,976,209		
電話加入権		11,850			11,850		
その他		200,983			1,194		
投資その他の資産			10,795,565	18.2		8,890,810	15.0
投資有価証券		9,007,705			7,690,544		
関係会社株式		737,012			737,012		
出資金		226,126			166,719		
従業員長期貸付金		189,497			176,298		
長期差入保証金		627,430			633,855		
長期前払費用		10,287			10,039		
投資不動産	※2	―			593,270		
その他		506			43		
貸倒引当金	※6	△3,000			△1,116,972		
固定資産計			14,024,253	23.7		12,498,661	21.0
資産合計			59,180,856	100.0		59,380,914	100.0
（負債の部）							
流動負債							
預り金			43,592			50,693	
未払金	※4		11,692,067			10,302,751	
未払収益分配金		777,951			27,011		
未払償還金		1,761,987			332,721		
未払手数料		5,424,512			4,943,985		
その他未払金		3,727,616			4,999,033		
未払費用			2,393,500			2,177,782	
未払法人税等	※5		1,512,583			1,402,832	
未払消費税等			538,138			425,013	
前受金			348			329	
前受収益			66,100			39,700	
賞与引当金			838,700			480,300	
その他			―			21,767	
流動負債計			17,085,031	28.9		14,901,170	25.1
固定負債							
退職給付引当金			858,904			988,898	
役員退職慰労引当金			78,307			46,260	
繰延税金負債			1,915,808			2,300,289	
固定負債計			2,853,020	4.8		3,335,448	5.6
負債合計			19,938,052	33.7		18,236,618	30.7
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			15,174,272	25.7		15,174,272	25.6
資本剰余金							
資本準備金		11,495,727			11,495,727		
資本剰余金合計			11,495,727	19.4		11,495,727	19.4
利益剰余金							
利益準備金		374,297			374,297		
その他利益剰余金							
特別償却準備金		2,261			―		

別途積立金		2,800,000			2,800,000		
繰越利益剰余金		8,834,028			11,702,152		
利益剰余金合計			12,010,588	20.3		14,876,450	25.0
株主資本合計			38,680,588	65.4		41,546,450	70.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			562,216	0.9		△402,154	△0.7
評価・換算差額等合計			562,216	0.9		△402,154	△0.7
純資産合計			39,242,804	66.3		41,144,295	69.3
負債・純資産合計			59,180,856	100.0		59,380,914	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記番号	第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）金額（千円）		百分比（%）	第49期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）金額（千円）		百分比（%）
営業収益							
委託者報酬			58,445,063			82,506,998	
その他営業収益			488,432			572,557	
営業収益計			58,933,495	100.0		83,079,556	100.0
営業費用							
支払手数料			33,691,905			48,784,763	
広告宣伝費			1,415,258			1,542,009	
公告費			10,794			9,189	
受益証券発行費			96,932			41,501	
調査費			2,094,056			4,197,737	
調査費		555,078			672,732		
委託調査費		1,538,978			3,525,004		
委託計算費			472,577			642,326	
営業雑経費			1,583,497			2,103,482	
通信費		226,689			283,069		
印刷費		644,336			918,929		
協会費		32,902			40,717		
諸会費		10,168			10,258		
その他営業雑経費		669,400			850,507		
営業費用計			39,365,023	66.8		57,321,011	69.0
一般管理費							
給料			4,174,588			4,208,378	
役員報酬	※１	181,200			185,100		
給料・手当		2,718,896			3,139,424		
賞与		435,791			403,553		
賞与引当金繰入		838,700			480,300		
福利厚生費			471,209			548,953	
交際費			58,204			85,291	
寄付金			1,176			1,796	
旅費交通費			170,180			231,428	
租税公課			306,177			427,247	
不動産賃借料			646,084			666,919	
退職給付費用			272,142			309,416	
役員退職慰労引当金繰入			32,640			33,405	
固定資産減価償却費			406,515			713,538	
諸経費			769,819			1,349,328	
一般管理費計			7,308,737	12.4		8,575,704	10.3
営業利益			12,259,734	20.8		17,182,840	20.7
営業外収益							
受取配当金			482,340			205,108	
有価証券利息			63,198			473,605	
受取利息			4,536			4,674	
時効成立分配金・償還金			351,463			117,919	
有価証券償還益			24,360			226,585	

デリバティブ評価益			―			1,150,268	
その他			29,318			27,266	
営業外収益計			955,218	1.6		2,205,428	2.6
営業外費用							
時効成立後支払分配金・償還金			49,097			58,372	
貯蔵品廃棄損			149,447			161,462	
為替差損			―			1,632,650	
その他			730			41,095	
営業外費用計			199,275	0.3		1,893,580	2.3
経常利益			13,015,678	22.1		17,494,688	21.0
特別利益							
投資有価証券売却益	※２		5,512,833			2,241,103	
固定資産売却益	※３		624			―	
ゴルフ会員権売却益			―			13,021	
ゴルフ会員権償還益			18,663			―	
その他	※４		4,119			―	
特別利益計			5,536,240	9.4		2,254,124	2.7
特別損失							
投資有価証券売却損			249,585			21,921	
固定資産除売却損	※５		143,860			44,642	
減損損失	※６		2,184,523			―	
貸倒引当金繰入額	※７		―			1,113,972	
その他	※８		47,357			3,737	
特別損失計			2,625,326	4.5		1,184,273	1.4
税引前当期純利益			15,926,592	27.0		18,564,539	22.3
法人税、住民税及び事業税		5,557,969			6,901,995		
法人税等調整額		1,708,825	7,266,795	12.3	997,192	7,899,187	9.5
当期純利益			8,659,797	14.7		10,665,351	12.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	15,917	6,500,000	4,124,184	11,014,399	37,684,399
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩し（注）	－	－	－	△6,827	－	6,827	－	－
特別償却準備金の取崩し	－	－	－	△6,827	－	6,827		
別途積立金の取崩し（注）	－	－	－	－	△3,700,000	3,700,000	－	－
剰余金の配当（注）	－	－	－	－	－	△7,499,509	△7,499,509	△7,499,509
役員賞与（注）	－	－	－	－	－	△164,100	△164,100	△164,100
当期純利益	－	－	－	－	－	8,659,797	8,659,797	8,659,797
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△13,655	△3,700,000	4,709,844	996,188	996,188
事業年度末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	2,261	2,800,000	8,834,028	12,010,588	38,680,588

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前期末残高	564,295	564,295	38,248,695
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩し（注）	－	－	－
特別償却準備金の取崩し	－	－	－
別途積立金の取崩し（注）	－	－	－
剰余金の配当（注）	－	－	△7,499,509
役員賞与（注）	－	－	△164,100
当期純利益	－	－	8,659,797
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,079	△2,079	△2,079
事業年度中の変動額合計	△2,079	△2,079	994,109
事業年度末残高	562,216	562,216	39,242,804

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第49期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

〔単位：千円〕

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
前事業年度末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	2,261	2,800,000	8,834,028	12,010,588	38,680,588
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩し	-	-	-	△2,261	-	2,261	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△7,799,489	△7,799,489	△7,799,489
当期純利益	-	-	-	-	-	10,665,351	10,665,351	10,665,351
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,261	-	2,868,123	2,865,862	2,865,862
事業年度末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	-	2,800,000	11,702,152	14,876,450	41,546,450

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	562,216	562,216	39,242,804
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩し	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△7,799,489
当期純利益	-	-	10,665,351
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△964,370	△964,370	△964,370
事業年度中の変動額合計	△964,370	△964,370	1,901,491
事業年度末残高	△402,154	△402,154	41,144,295

重要な会計方針

期別	第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。 ―――――――	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 時価法により計上しております。

２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　７～50年 器具備品　５～10年	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　７～50年 器具備品　５～10年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年３月30日 法律第６号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年３月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 （追加情報） 当事業年度より、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。	
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左	
	(3) 長期前払費用 定額法によっております。	(3) 長期前払費用 同左	
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。	
	(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当会計期間末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行なっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左
	(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

期別	第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．会計処理の変更	(1)貸借対照表の「純資産の部」の表示 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、39,242,804千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (2)役員賞与の会計処理 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ124,400千円減少しております。	――――――― ―――――――

注記事項

（貸借対照表関係）

第48期 （平成19年３月31日現在）	第49期 （平成20年３月31日現在）
※１ 流動資産の「その他」の中には顧客分別金信託に伴う金銭の信託が10,000千円含まれております。	※１ 流動資産の「その他」の中には顧客分別金信託に伴う金銭の信託が1,000千円含まれております。
※２ 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,340,367千円 器具備品 1,994,292千円	※２ 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 735,161千円 器具備品 1,604,537千円 投資建物 662,012千円 投資器具備品 26,457千円
※３ 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 469,143千円 その他（電話施設利用権） 5,638千円	※３ 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 888,263千円 その他（電話施設利用権） 5,927千円
※４ 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,664,317千円	※４ 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円

※５　未払法人税等の内訳は次の諸税金の未納付額であります。 住民税　641,341千円 事業税　871,241千円 合計　1,512,583千円 ―――――――― ―――――――――	※５　未払法人税等の内訳は次の諸税金の未納付額であります。 住民税　585,947千円 事業税　816,884千円 合計　1,402,832千円 ※６　投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 ７　債務保証 当社は、子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第48期 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	第49期 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
※１　役員報酬の範囲額 取締役　月額　35,000千円 監査役　月額　6,000千円 ※２　関係会社との取引 投資有価証券売却益　4,851,726千円 ※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 車両　624千円 ※４　特別利益の「その他」の主な内訳 ゴルフ会員権貸倒引当金戻入　4,119千円 ※５　固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産売却損 建物　106,013千円 器具備品　155千円 土地　19,875千円 固定資産除却損 建物　425千円 器具備品　17,390千円	※１　同左 ※２　関係会社との取引 投資有価証券売却益　2,067,950千円 ―――――――― ―――――――― ※５　固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 器具備品　44,642千円

※６ 減損損失に関する注記 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 場所 千葉県浦安市 用途 福利厚生施設（大和投信浦安寮） 種類 建物及び土地 「浦安寮」についての位置付けを大和証券グループの補完的な寮としたことに伴い賃貸資産に区分され、資産区分は従来の「本社」のみのグルーピングから「本社」と「浦安寮」の２つのグルーピングへと変更しました。 「浦安寮」については、市場価格が大幅に下落しており、将来キャッシュフローが帳簿価格を大幅に下回るため、当該減少額を減損損失（2,184,523千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物136,118千円及び土地2,048,404千円であります。 なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。	―――――――
―――――――	※７ 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の１銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。
※８ 特別損失の「その他」の主な内訳 貯蔵品評価損 47,333千円 ゴルフ会員権売却損 24千円	※８ 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

平成18年６月23日 定時株主総会	普通株式	7,499	2,875	平成18年 ３月31日	平成18年 ６月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

①剰余金の配当の総額　7,799百万円

②配当の原資　利益剰余金

③1株当たり配当額　2,990円

④基準日　平成19年３月31日

⑤効力発生日　平成19年６月25日

第49期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年６月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 ３月31日	平成19年 ６月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年６月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

①剰余金の配当の総額　8,555百万円

②配当の原資　利益剰余金

③1株当たり配当額　3,280円

④基準日　平成20年３月31日

⑤効力発生日　平成20年６月23日

（リース取引関係）

第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

（借主側）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品	ソフトウェア	合計
取得価額相当額（千円）	7,852	－	7,852
減価償却累計額相当額（千円）	6,056	－	6,056
期末残高相当額（千円）	1,796	－	1,796

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②未経過リース料期末残高相当額

１年以内　1,796千円
１年超　－千円
合計　1,796千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料　2,395千円
減価償却費相当額　2,395千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（借主側）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

②未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

③支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料　1,796千円
減価償却費相当額　1,796千円

④減価償却費相当額の算定方法

同左

（有価証券関係）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	第48期（平成19年３月31日現在）			第49期（平成20年３月31日現在）		
	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
①株式	55,101	218,472	163,370	55,101	73,804	18,702
②債券	150,000	156,075	6,075	50,000	50,105	105
③その他						
証券投資信託の受益証券	3,944,950	4,764,879	819,929	3,110,512	3,238,991	128,479
小計	4,150,051	5,139,426	989,374	3,215,614	3,362,900	147,286
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						

①債券	－	－	－	13,669,870	11,886,801	△1,783,068
②その他						
証券投資信託の受益証券	1,407,010	1,372,161	△34,848	2,816,910	2,591,485	△225,424
小計	1,407,010	1,372,161	△34,848	16,486,780	14,478,287	△2,008,493
合計	5,557,062	6,511,588	954,525	19,702,395	17,841,188	△1,861,206

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
売却額（千円）	8,446,553	3,892,206
売却益の合計額（千円）	5,512,833	2,241,103
売却損の合計額（千円）	249,585	21,921

３．時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

区分	第48期 （平成19年３月31日現在）	第49期 （平成20年３月31日現在）
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	2,496,117	1,314,612
外貨建資産担保債券	－	2,504,860
ＭＭＦ・中期国債ファンド・ＦＦＦ	29,144,223	18,235,925
小計	31,640,341	22,055,397
合計	32,377,353	22,792,409

４．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
①債券				
社債	－	150,000	－	－
②その他				
証券投資信託の受益証券	－	1,022,721	1,916,922	505,933
合計	－	1,172,721	1,916,922	505,933

第49期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
①債券				
社債	150,000	－	－	－
その他	13,569,000	－	－	－

②その他 証券投資信託の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

５．デリバティブ取引関係

（１）取引の状況に関する事項

第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
―――――――	１．取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。 ２．取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。 ３．取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。 ４．取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。

（２）取引の時価等に関する事項

区分	種類	第48期 （平成19年３月31日現在）			第49期 （平成20年３月31日現在）		
		契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）	契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引	為替予約取引	－	－	－	16,334,748	1,150,268	1,150,268

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

（退職給付関係）

第48期 （平成19年３月31日現在）	第49期 （平成20年３月31日現在）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務　858,904千円 退職給付引当金　858,904千円	２．退職給付債務に関する事項 退職給付債務　988,898千円 退職給付引当金　988,898千円
３．退職給付費用に関する事項 退職給付費用　272,142千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額92,983千円 が含まれております。	３．退職給付費用に関する事項 退職給付費用　309,416千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額106,630千 円が含まれております。

（税効果会計関係）

第48期（平成19年３月31日現在）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
減損損失否認	888,882
未払事業税	354,508
退職給与引当金繰入限度超過額	349,488
投資有価証券評価損否認	345,773
賞与引当金繰入限度超過額	341,267
株式譲渡損繰延	155,151
出資金評価損否認	120,830
器具備品	38,093
役員退職慰労引当金	31,863
前受収益	26,896
社会保険料否認	22,249
貯蔵品評価損否認	19,259
ソフトウエア開発費否認	11,524
一括償却資産	7,700
その他	20,899
繰延税金資産小計	2,734,388
評価性引当額	△1,542,565
繰延税金資産合計	1,191,823
繰延税金負債	
株式譲渡益	△1,986,751
有価証券評価差額	△385,711
その他	△4,113
繰延税金負債合計	△2,376,577
繰延税金負債の純額	1,184,754

第49期（平成20年３月31日現在）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
減損損失否認	887,301
貸倒引当金否認	454,496
退職給与引当金繰入限度超過額	402,382
未払事業税	332,390
株式譲渡損繰延	287,965
有価証券評価差額	275,900
投資有価証券評価損否認	214,784
賞与引当金繰入限度超過額	168,660
出資金評価損否認	118,268
器具備品	38,093
役員退職慰労引当金	18,823
社会保険料否認	18,208
前受収益	16,153
一括償却資産	10,048
その他	23,392
繰延税金資産小計	3,266,871
評価性引当額	△1,947,529
繰延税金資産合計	1,319,341
繰延税金負債	
株式譲渡益	△2,837,113
その他	△2,562
繰延税金負債合計	△2,839,675
繰延税金負債の純額	1,520,333

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率（調整）	40.69%	法定実効税率（調整）	40.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.34	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.52
住民税均等割	0.03	住民税均等割	0.02
評価性引当額	5.03	評価性引当額	2.45
その他	0.05	その他	△0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.62	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.55

（関連当事者との取引）

第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	 5,590,761 4,851,726	 － －	 － －

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	証券業	－	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	23,821,581	未払手数料	4,396,864
親会社の子会社	大和証券エスエムビーシー㈱	東京都千代田区	255,700	証券業	－	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,072,285	未払手数料	102,859

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

第49期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	 3,153,487 2,067,950	 ― ―	 ― ―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の子会社	大和証券エスエムビーシー㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	―	―
親会社の子会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	―	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（３）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（４）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して購入価格を決定しております。

(１株当たり情報)

第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
１株当たり純資産額　15,044.05円 １株当たり当期純利益　3,319.80円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　15,773.01円 １株当たり当期純利益　4,088.65円 同左

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第48期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第49期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

当期純利益（千円）	8,659,797	10,665,351
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

第48期 （自　平成18年４月１日 至　平成19年３月31日）	第49期 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）
該当事項はありません。	同左

次へ

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （平成20年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		3,584,194
有価証券		26,251,951
未収委託者報酬		8,211,233
貯蔵品		68,984
繰延税金資産		356,572
デリバティブ資産		31,948
その他		199,363
流動資産計		38,704,248
固定資産		
有形固定資産	※１	1,464,369
無形固定資産		1,868,989
投資その他の資産		
投資有価証券		9,021,178
その他	※１	1,552,276
貸倒引当金	※２	△1,267,185
投資その他の資産合計		9,306,270
固定資産計		12,639,629
資産合計		51,343,877

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （平成20年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,027,746
未払法人税等		1,091,821
賞与引当金		194,000
その他	※４	2,190,491
流動負債計		10,504,059
固定負債		
繰延税金負債		2,122,867
退職給付引当金		1,045,050
役員退職慰労引当金		59,610
固定負債計		3,227,528
負債合計		13,731,588

純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	8,050,878
利益剰余金合計	11,225,175
株主資本合計	37,895,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△282,886
評価・換算差額等合計	△282,886
純資産合計	37,612,289
負債・純資産合計	51,343,877

（２）中間損益計算書

（単位:千円）

		当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		40,116,478
その他営業収益		248,863
営業収益計		40,365,342
営業費用		
支払手数料		23,959,701
その他営業費用		3,970,640
営業費用計		27,930,341
一般管理費	※１	4,077,894
営業利益		8,357,106
営業外収益	※２	1,182,712
営業外費用	※１,※３	1,289,770
経常利益		8,250,049
特別利益		1,293
特別損失		7,822
税引前中間純利益		8,243,519
法人税、住民税及び事業税		3,174,696
法人税等調整額		164,136
中間純利益		4,904,687

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	11,702,152
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	△3,651,274
当中間期末残高	8,050,878

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）
利益剰余金合計	

前期末残高	14,876,450
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	△3,651,274
当中間期末残高	11,225,175
株主資本合計	
前期末残高	41,546,450
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,555,962
中間純利益	4,904,687
当中間期変動額合計	△3,651,274
当中間期末残高	37,895,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△402,154
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	119,268
当中間期末残高	△282,886
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△402,154
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	119,268
当中間期末残高	△282,886
純資産合計	
前期末残高	41,144,295
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,555,962
中間純利益	4,904,687
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	119,268
当中間期変動額合計	△3,532,006
当中間期末残高	37,612,289

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 （２）その他有価証券 時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。 （３）デリバティブ取引 時価法により計上しております。
２．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物　７～50年 器具備品　５～10年 （２）無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。 （３）長期前払費用 定額法によっております。
３．引当金の計上基準	（１）貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 （２）賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 （３）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
	当中間会計期間 （自　平成20年４月１日 至　平成20年９月30日）
	（４）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
４．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。
５．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

当中間会計期間末 （平成20年９月30日現在）
（リース取引に関する会計基準等） 当中間会計期間から平成19年３月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。 （棚卸資産の評価に関する会計基準） 当中間会計期間から平成18年７月５日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第９号）を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成20年９月30日現在）
※１． 減価償却累計額 有形固定資産 2,535,700千円 投資不動産 695,574千円 ※２． 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 ３ 債務保証 当社は、子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務795,850千円に対して保証を行っております。 ※４． 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産 202,006千円 無形固定資産 291,294千円 投資不動産 7,104千円 ※２．営業外収益の主要項目 有価証券利息 210,872千円 為替差益 896,638千円 ※３．営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 150,213千円

デリバティブ損失	997,832千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

２．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月22日定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年３月31日	平成20年６月23日

（リース取引関係）

当中間会計期間
（自 平成20年４月１日
至 平成20年９月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）
（借主側）
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産(工具、器具及び備品)	合計
	千円	千円
取得価額相当額	4,290	4,290
減価償却累計額相当額	2,758	2,758
中間期末残高相当額	1,532	1,532

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②未経過リース料中間期末残高相当額

１ 年 内	1,273千円
１ 年 超	326千円
合 計	1,600千円

（注）未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	657千円

減価償却費相当額　　612千円

④減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年９月30日現在）

１．時価のある有価証券

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
(１)その他有価証券			
①株　式	55,101	84,233	29,131
②債　券	50,000	49,915	△85
③そ の 他 証券投資信託の受益証券	5,815,150	5,318,862	△496,288
計	5,920,252	5,453,010	△467,241

２．時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額（千円）
(１)その他有価証券	
①非上場株式	1,312,394
②外貨建資産担保債券	2,589,363
③MMF	25,181,349
計	29,083,107
(２)子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

（デリバティブ取引関係）

(１)取引の状況に関する事項

当中間会計期間 （自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）

１．取引の内容及び利用目的
　当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。

２．取引に対する取組方針
為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。

３．取引に係るリスクの内容
為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

４．取引に係るリスク管理体制
為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。
　なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。

（２）取引の時価等に関する事項

区分	種類	当中間会計期間末（平成20年９月30日現在）		
		契約額等（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	為替予約取引	1,469,068	31,948	31,948

（注）時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自　平成20年４月１日　至　平成20年９月30日）	
1株当たり純資産額	14,418.99円
1株当たり中間純利益	1,880.25円

(注) １．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	4,904,687
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,904,687
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成20年7月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・ 公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

b．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称 住友信託銀行株式会社

② 資本金の額 287,537百万円（平成20年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 （平成20年3月末日現在）	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	（注）
大和証券エスエムビーシー株式会社	255,700	

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２ 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３ 【資本関係】

該当ありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成20年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３ 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成20年2月12日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（※）・同添付書類　※日本エクイティファンド：第10期、ＴＯＰＩＸファンド：第10期、２２５ファンド：第10期、北米エクイティファンド：第10期、アジア・エクイティ・ファンド：第8期
平成20年8月12日	半期報告書（※）、有価証券届出書の訂正届出書※日本エクイティファンド：第11期中、ＴＯＰＩＸファンド：第11期中、２２５ファンド：第11期中、北米エクイティファンド：第11期中、アジア・エクイティ・ファンド：第9期中

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本エクイティファンドの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エクイティファンドの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＴＯＰＩＸファンドの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＰＩＸファンドの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている２２５ファンドの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、２２５ファンドの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米エクイティファンドの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米エクイティファンドの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・エクイティ・ファンドの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・エクイティ・ファンドの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指 定 社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士
業務執行社員　　堀 内　　巧　印

指 定 社
員 公認会計士
業務執行社員　　小 澤 陽 一　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本エクイティファンドの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エクイティファンドの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山元 太志　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＴＯＰＩＸファンドの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＰＩＸファンドの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている２２５ファンドの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、２２５ファンドの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米エクイティファンドの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米エクイティファンドの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成20年1月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山元 太志 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・エクイティ・ファンドの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・エクイティ・ファンドの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

当監査法人は、証券取引法第193条の２の

指 定 社 員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。